

姫路市社会福祉協議会 地域福祉推進計画

令和4年度～令和9年度



社会福祉法人
姫路市社会福祉協議会

姫路市社会福祉協議会

地域福祉推進計画策定にあたり



近年は、少子高齢化や人口減少が進行し、家族構成や生活形態も大きく変わる中、制度の狭間で課題を抱える世帯や地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉活動を取り巻く状況も複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の生活や地域福祉活動、社会経済活動は大きな影響を受け、様々な活動が縮小・中止され、これまでの人とひとがふれあう活動の停滞にもつながりました。

しかしながら、そういった状況に直面することで、地域のつながりの重要性が再認識される機会となっていることを感じています。

姫路市社会福祉協議会では、すべての人々が地域で安心して生活できるよう、ふれあい活動や見守り体制の構築により、共に支えあう福祉のまちづくりを推進してきました。これからも、地域の福祉力を高め、「人とひとが手をつなぎ、いきいきとした生活ができる福祉社会の実現」を目指した取組を進めるため、「姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「社協支部」を基盤とした地域福祉活動と関係支援機関や専門職との連携により、互いに支えあい、つながりあうまちづくりや相談支援体制の充実を図ることを目指した活動の推進に重点をおいております。

また、本計画に基づき、姫路市と連携しながら地域の皆様とともに地域福祉のさらなる推進に取り組んで参りますので、より一層のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、そして社協支部での調査やパブリックコメント等を通して貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人
姫路市社会福祉協議会
理事長 竹田 佑一

目 次

I 姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画の概要

1	地域福祉推進計画策定の背景、趣旨	1
2	地域福祉推進計画の目的	2
3	地域福祉推進計画の位置づけ	3
4	前計画での取組（点検・評価）	5
5	地域福祉推進計画の計画期間	6

II 地域福祉を取り巻く状況

1	姫路市社会福祉協議会の現状	7
2	社協支部の現状	8
3	地域福祉活動の現状	14
4	地域福祉推進計画におけるSDGs （持続可能な開発目標）との関係性	15

III 地域福祉推進計画の体系と推進目標、活動内容

1	地域福祉推進計画の基本的な考え方（基本目標）	16
2	地域福祉推進計画の体系	17
3	推進目標1 互いに支えあいつながりあうまちづくり	18
	推進方策(1) 社協支部活動を支え、 ふれあいや見守り活動を推進します	19
	推進方策(2) 地域住民と専門職が協力し、 住みやすい地域づくりを推進します	24
	推進方策(3) 地域を支える担い手を育成・支援します	29
4	推進目標2 自分らしく安心して暮らせるまちづくり	33
	推進方策(1) 地域で安心した生活を支えます	34
	推進方策(2) 生活課題の解決に向けた支援を強化します	38
	推進方策(3) 災害に備えた取組を推進します	43
	推進方策(4) 幅広い世代に向けて情報発信を行います	47

IV 資料

資料1：平成29年度～令和3年度

	姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画 進捗状況	51
資料2	：姫路市の人口統計より	57
資料3	：姫路市地域福祉実態意向調査より（抜粋）	59
資料4	：社協支部現況調査より（抜粋）	68
資料5	：用語説明	70
資料6	：地域福祉推進計画 策定委員会設置要綱	72
資料7	：地域福祉推進計画 策定委員名簿・策定メンバー名簿	74
資料8	：地域福祉推進計画 取組過程	76

I

姫路市社会福祉協議会 地域福祉推進計画の概要

1 地域福祉推進計画策定の背景、趣旨

姫路市社会福祉協議会（以下、「姫路市社協」という。）は設立以来、地域の福祉課題の解決を使命とする民間団体として、社協支部による地域福祉活動の推進、在宅福祉サービスの提供、相談援助等の活動を通して、個人が尊厳をもって自立した生活が営めるよう支援を行ってきました。

姫路市では、自治会、老人クラブ等地縁団体を基盤とした活動が活発に行われています。伝統行事であるお祭りも盛大に行われ、地域の中でみんなが協力し、助けあう昔ながらの文化がいまだに残る環境にあります。

しかしながら、近年においては、少子高齢化や核家族化の急速な進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化から、地域の支えあいの基盤が徐々に弱まっています。加えて、地域の福祉課題もダブルケア、ヤングケアラーや8050問題等、複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大は、緊急事態宣言により社会経済活動の停滞を生み、生活困窮者が増加し、地域福祉活動も休止を余儀なくされる等、大きな影響がありました。そうした中、「姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画」では、これまでの取組を踏まえながら、地域住民をはじめ、幅広い主体との連携・協働により、互いに支えあいつながりあう、自分らしく安心して暮らせる仕組をさらに充実させ、地域の福祉課題の解決に取り組むための計画として策定しました。

2 地域福祉推進計画の目的

社会福祉法第109条において、市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、住民が主体となって進める地域福祉活動を支援する中核団体としての役割が明記されています。

そこで、地域福祉推進計画の策定においても、姫路市が策定した地域福祉計画の理念やビジョンを踏まえつつ、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、活動への参加を促すとともに、地域住民の協力や参加、協働による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的とします。

また、引き続き関係支援機関や個別の専門的な支援との連携を深め、誰もが支えあう地域福祉ネットワークの構築を目指します。

3 地域福祉推進計画の位置づけ

地域福祉推進計画の位置づけ

地域福祉推進計画は、これからの福祉情勢を見据え、姫路市社協としての地域福祉推進の理念や目標、活動の方向性、活動内容、視点等を体系的に整理し、姫路市社協の活動及び地域住民や社協支部、関係支援機関等との連携・協働による福祉活動を推進していくための具体的な計画です。

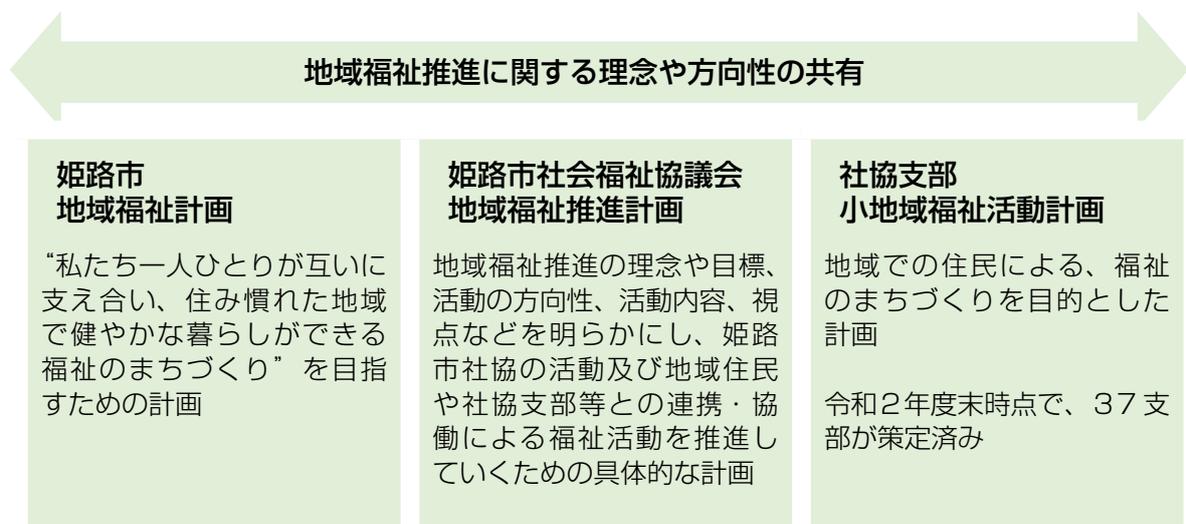
私たち一人ひとりが地域社会を担う一員として、自分たちの地域について考え、「個人が尊厳をもって、自立した生活が営めるよう支援する」ことを進めていくための具体的な指針となります。

姫路市地域福祉計画との関係

社会福祉法第107条では、地域福祉を推進するため、市町村が地域福祉計画を策定することが定められており、姫路市では令和3年3月に「姫路市地域福祉計画」（令和3年度～令和8年度）が新たに策定されました。

この「姫路市地域福祉計画」が姫路市の計画であるのに対し、「姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画」は住民の立場から策定する民間の計画であり、地域福祉を実現するため、姫路市社協と地域住民、関係支援機関が協働して取り組む計画となっています。

両計画は理念や方向性を共有し、共通の目的に向かって、いわば車の両輪となって市内における福祉活動を進めていくことができるよう、姫路市と姫路市社協がお互いに連携・協働することにより、計画を推進していきます。



姫路市の圏域設定と姫路市社協の圏域設定との関連

姫路市の地域福祉計画の圏域設定において、姫路市社会福祉協議会及び社協支部が明記されているため、本計画の圏域設定も同一とします。

圏域の設定

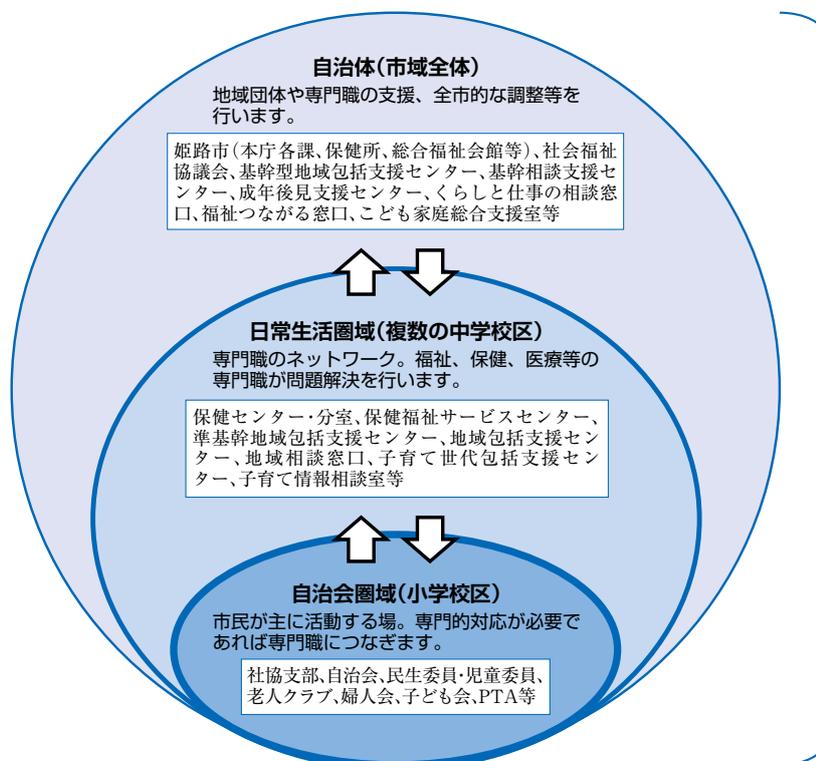
担い手の活動範囲である圏域は、市民や地域団体が主体となる「自治会圏域」、各相談支援機関等が配置され、福祉等の専門職が活動する「日常生活圏域」、行政活動や市域全体を対象とする「自治体」の三つとします。

具体的には、「自治会圏域」は小学校区、「日常生活圏域」は複数の中学校区、「自治体」は市域全体を想定しています。

この圏域設定により、住民に身近な圏域での地域生活課題の把握や相談支援の実施、重層的な支援体制の構築を目指していきます。

また、これらの地域を基盤とした圏域と並行して、NPOやボランティア等により、「テーマ別のさまざまな福祉活動」が展開されています。

【圏域の設定の考え方】



(引用：姫路市地域福祉計画)

4 前計画での取組（点検・評価）

平成29年度から令和3年度までの「姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(前計画)においては、基本目標を「地域の福祉力を高め、生涯の幸せづくりを約束する福祉コミュニティづくり」とし、「支えあいの福祉コミュニティづくり」と「暮らしを支える福祉サービスと相談体制の充実」という二つの推進目標を掲げ、31の事業に取り組み、年度ごとの事業計画と連動させながら各事業を推進してきました。

資料1 参照

【主な事業の状況】

- ・ 社協支部の総合的なサポート体制の拡充

社協支部担当による社協支部活動訪問によるサポート体制の強化

- ・ 福祉教育の推進

市内の中学校や地域等と連携し、将来の地域福祉の担い手を育成

- ・ 災害ボランティアセンター運営の体制整備

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、行政と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練及び職員研修の実施や災害ボランティアによる設置運営訓練の実施

- ・ “社協版” 災害に備えるしおりの作成

災害に備えるしおりを作成し、地域での防災訓練等で配布することで、防災意識の向上に努め、平時からの地域のつながりの大切さを周知

- ・ 地域の居場所づくりへの協働及び支援

地域のつどい場において、関係機関等との連携を深め、協働及び支援を行うことで、緩やかなつながりが持てるよう取組を推進

- ・ 生活支援体制整備事業の推進

地区ごとに生活支援体制検討会議を立ち上げ、関係支援機関と協働し、住民主体の地域づくりを支援

- ・ 法人後見事業の実施

姫路市社協が成年後見人等となり、判断能力が不十分な人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施

5 地域福祉推進計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和9年度までの6か年とします。

ただし、計画期間内であっても、関係法令や制度の改正、社会情勢の著しい変化をはじめ、地域における重大な課題やニーズ等が明らかになった場合には、そうした状況に対応した取組ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

【過去に策定した地域福祉に関する計画】

平成5年（1993年）	第1次社協発展計画 （平成5年度～平成7年度）
平成8年（1996年）	第2次社協発展計画 （平成8年度～平成10年度）
平成19年（2007年）	姫路市地域福祉推進計画 （平成19年度～平成23年度）
平成24年（2012年）	姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画 （平成24年度～平成28年度）
平成29年（2017年）	姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画 （平成29年度～令和3年度）

II

地域福祉を取り巻く状況

1 姫路市社会福祉協議会の現状

【社会福祉協議会とは】

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、各市町村に一つずつ設置された民間の社会福祉法人です。

地域福祉を推進することを目的とした民間組織として、地域住民のほか、社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っています。

姫路市社協も昭和26年3月に設立され、昭和41年12月に社会福祉法人として認可を受け、法人格を取得しました。

【社協支部活動の推進と相談援助、在宅福祉サービスの提供】

姫路市社協は設立以来、地域福祉推進の中核機関として、地域の福祉課題の解決に努めてきました。

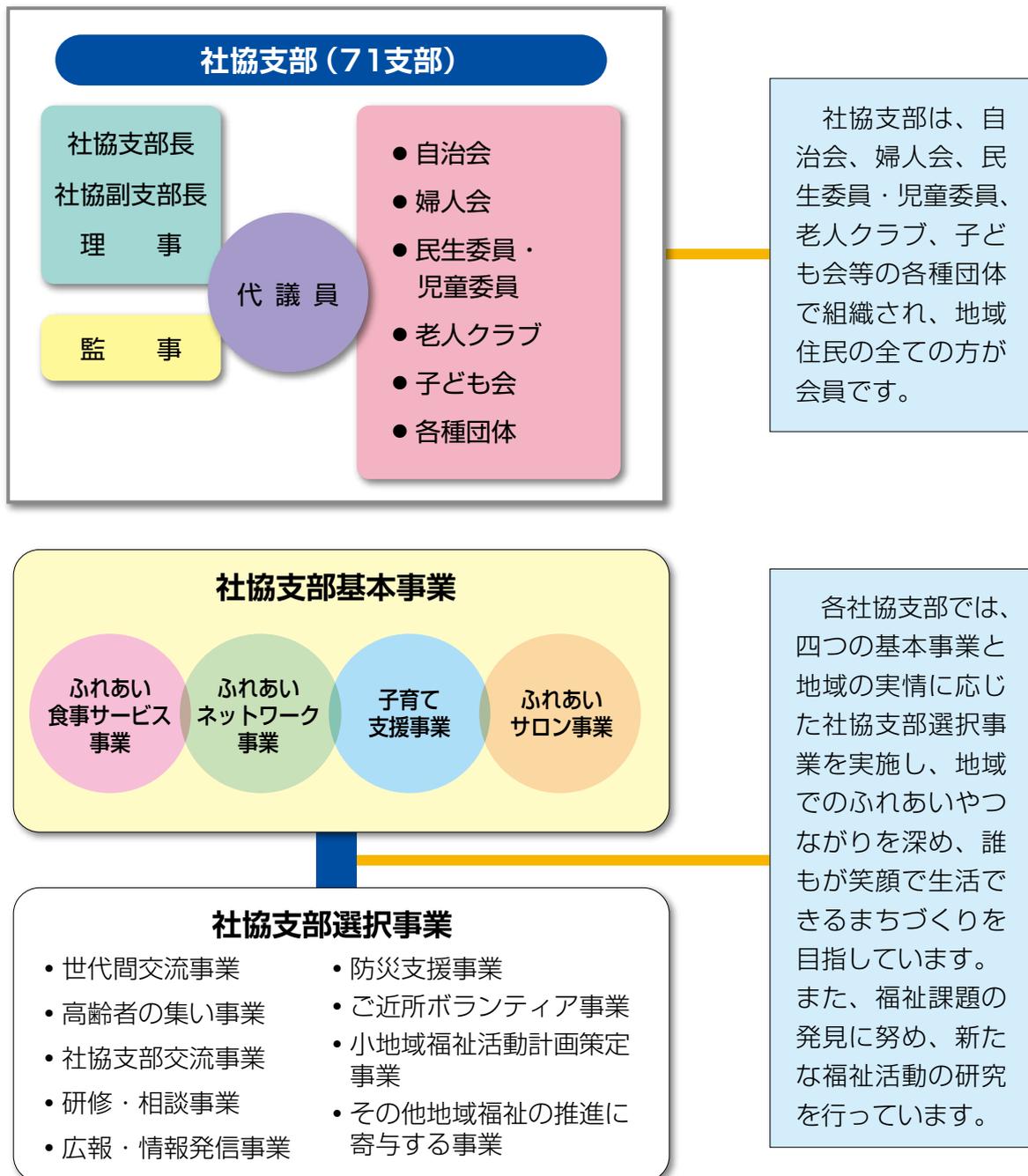
地域住民の福祉ニーズに基づき、既存の制度だけでは十分に対応しきれない課題を抱えた方々を支援するためのサービス開発や社協支部による地域福祉活動の推進、介護保険サービスをはじめとする在宅福祉サービスや相談援助等を提供することにより、福祉課題を抱えた方々が地域で安心して生活ができるよう支援しています。

特にコロナ禍での社協支部による地域福祉活動を通して、人とひととのつながり、地域のつながりの大切さが改めて認識されました。また、社協支部活動における担い手の高齢化や減少が活動継続の課題となる中、将来の担い手の育成として、市内の中学生を対象に福祉教育に取り組む等、姫路市の地域力の向上のため、日々活動しています。

2 社協支部の現状

姫路市社協では、地域住民の誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目標に、昭和35年から、概ね小学校区ごとに社協支部の組織化を開始し、平成18年の合併により、現在、71の社協支部が組織されています。

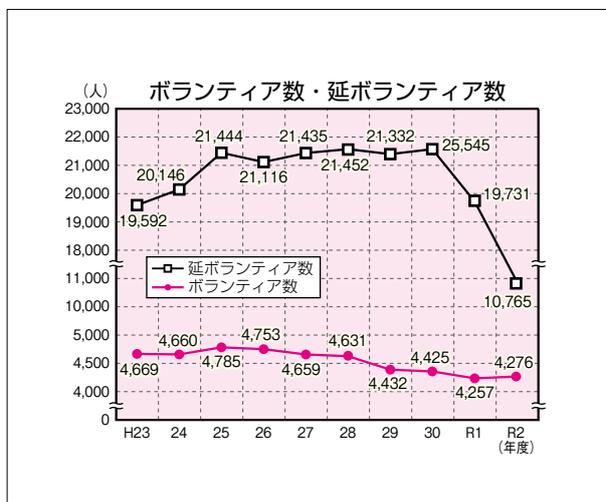
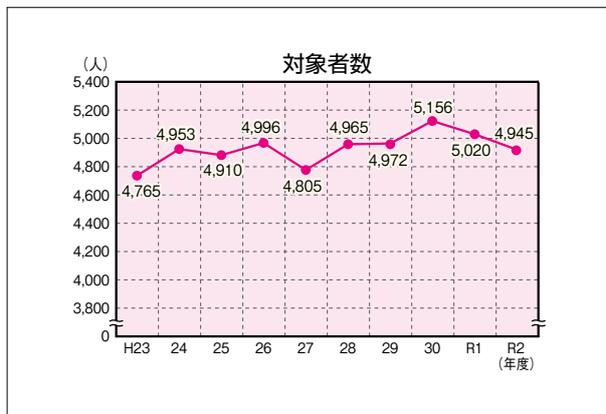
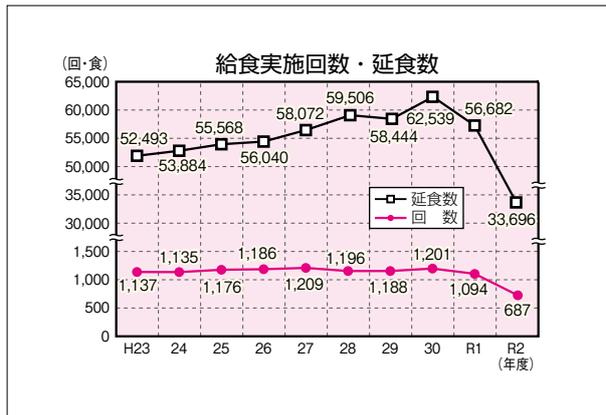
社協支部では、四つの基本事業と地域の実情に合わせて取り組む社協支部選択事業があります。



ふれあい食事サービス事業

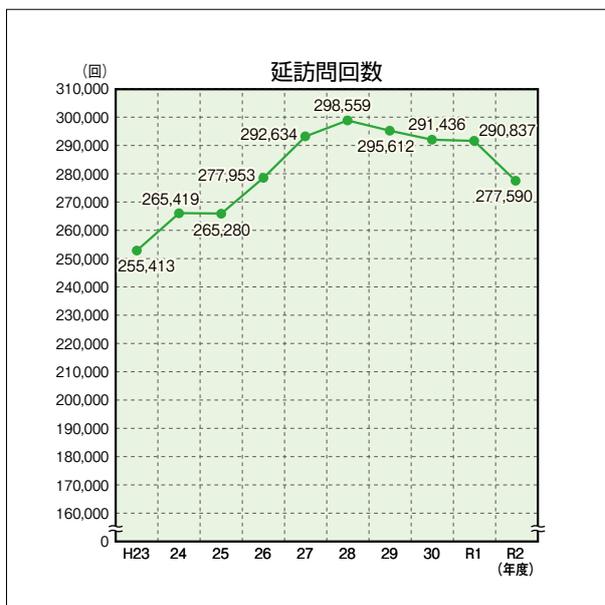
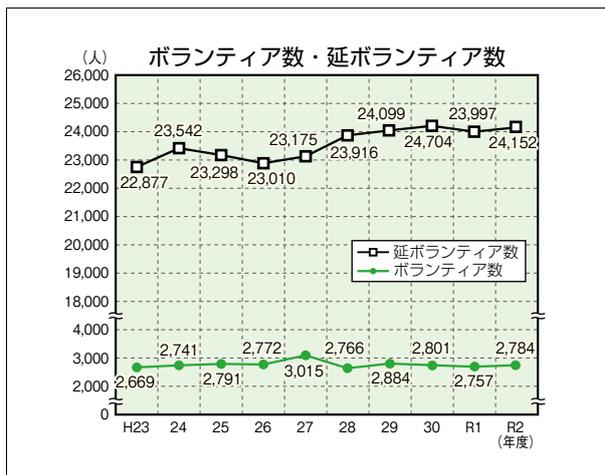
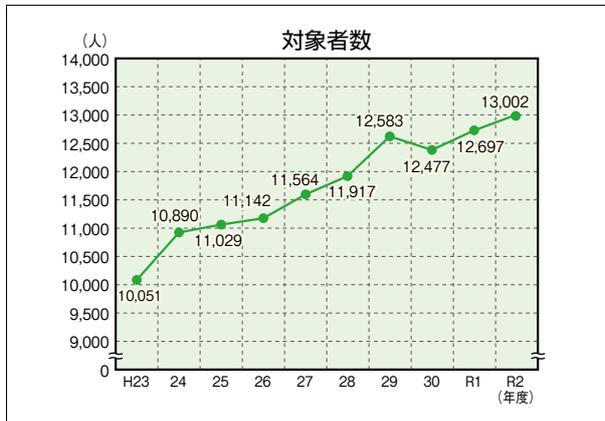
ひとり暮らしの高齢者等を対象に、ボランティアが調理した食事や業者から購入した弁当を囲んで一緒に食事をしたり、自宅に届けたりして、顔を合わせたコミュニケーションがとれる、ふれあいの機会をつくっています。

※令和2年3月から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動休止期間有



ふれあいネットワーク事業

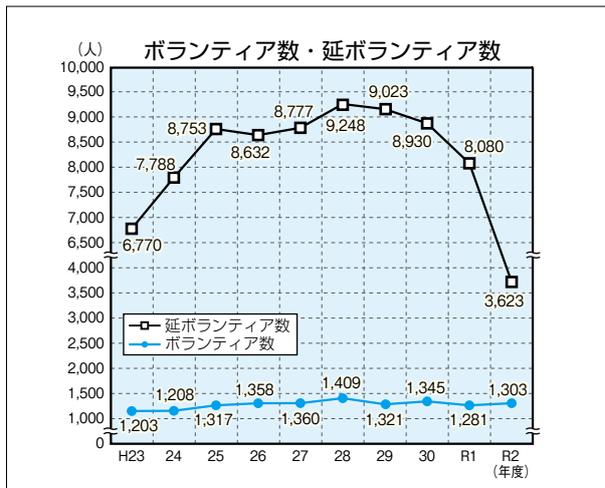
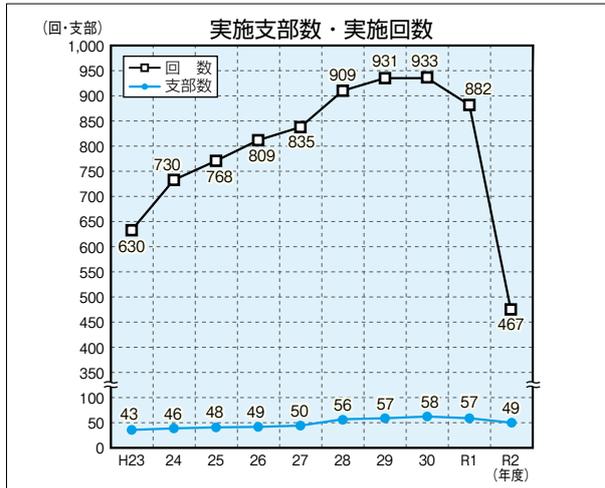
地域の中で見守りが必要な方に対して、自宅を訪問したり、電話や外出先で出会ったときの声かけにより安否確認を行っています。困りごと等があれば相談に応じ、必要な場合は、関係支援機関と連携し支援を行っています。



子育て支援事業

小学校就学前の児童とその保護者が気軽に集える機会をつくっています。レクリエーション等を通じて交流を深め、仲間づくりや育児ストレス、孤独感の解消等を図っています。

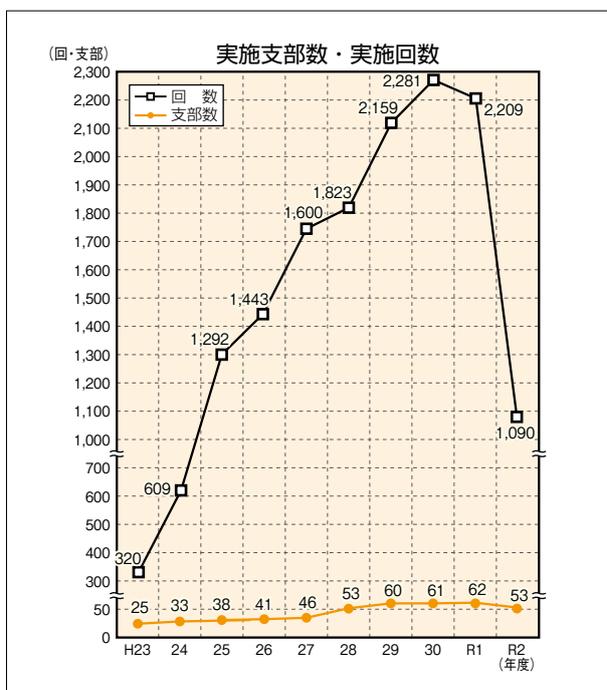
※令和2年3月から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動休止期間有



ふれあいサロン事業

地域で生活している子どもから高齢者まですべての住民が気軽に集まり、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、また、地域の情報交換の拠点として、参加者の不安や悩みの解消を図っています。

※令和2年3月から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動休止期間有



社協支部選択事業

様々なメニューから事業を選択し取り組むことで、地域の実情に応じたきめ細やかな福祉活動を展開しています。



世代間交流事業



高齢者の集い事業



社協支部交流事業



研修・相談事業



広報・情報発信事業



防災支援事業



ご近所ボランティア事業



小地域福祉活動計画策定事業



その他地域福祉の推進に寄与する事業

3 地域福祉活動の現状

地域福祉活動を住民主体で進めるための社協支部は、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会等、各種団体から組織されており、地域の実情に応じた地域福祉活動を実践しています。

しかしながら、昨今の地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、少子高齢化による人口減少と定年制の延長による就労期間の変化により、地域におけるボランティアの担い手不足が課題となっています。地域福祉への危機感が生まれる中、制度、分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や幅広い主体との連携・協働を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していかなければなりません。

資料2 参照
資料3 参照
資料4 参照
資料5 参照

【特 徴】

- ・市内全域において、概ね小学校区ごとに組織された社協支部による地域福祉活動が活発で、地域の通いの場の提供や見守り活動が継続している。
- ・社協支部は、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会等の各種団体から組織され、地域性に富んだ活動が推進されている。
- ・姫路市社協と関係支援機関とのつながりの輪が広がっている。
- ・姫路市社協は、社協支部事業、在宅福祉サービス、相談支援等、総合的なサービスの展開ができつつある。

【課 題】

- ・社協支部事業に携わるボランティアの高齢化により、活動を支える担い手が不足している。
- ・幅広い世代に対しての姫路市社協の取組の周知が不十分である。

4 地域福祉推進計画におけるSDGs(持続可能な開発目標)との関係性

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015年9月に国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

下記17のゴールの中で、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」等は、本計画に掲げる、社協支部事業をはじめとする各推進方策や取組を進める事業を推進することにより実現しようとしている、世代や分野を超えた地域共生社会と重なる目標となっています。





地域福祉推進計画の体系と 推進目標、活動内容

1 地域福祉推進計画の基本的な考え方（基本目標）

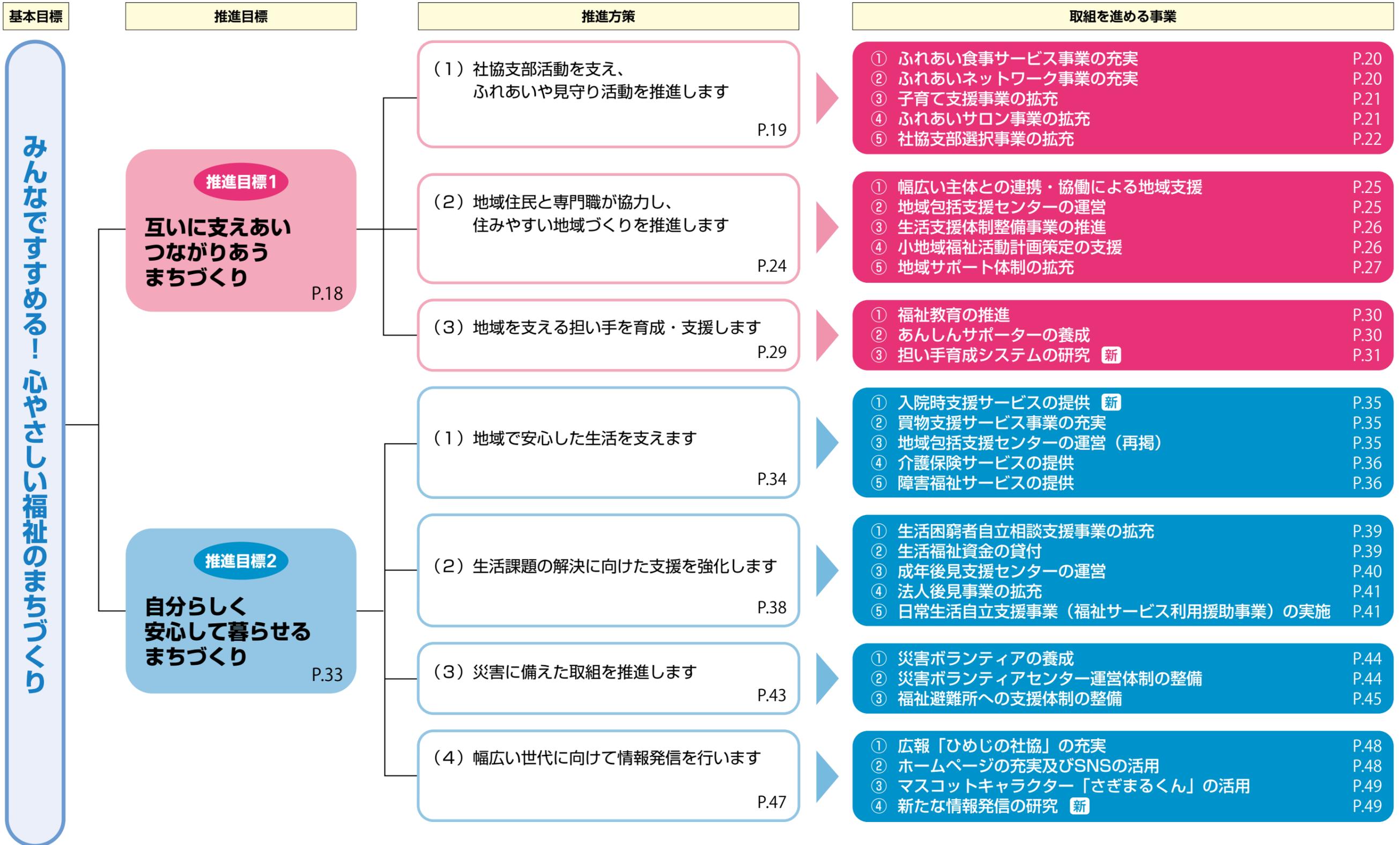
急速な社会情勢の変化やライフスタイルの変化に伴い、新たな福祉課題が次々と発生しています。そこで、姫路市社協は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、活動への参加を促すとともに、地域住民の協力や参加、協働による多様な福祉活動の推進や在宅福祉サービスの提供、関係支援機関との連携を通じて、一人ひとりの願いが実現できるような福祉コミュニティを目指します。

姫路市社協では、「個人が尊厳をもって、自立した生活が営めるよう支援する」ことを理念とし、「人とひとが手をつなぎ、いきいきとした生活ができる福祉社会の実現」が、姫路市社協の使命であることを深く認識し、「個別の福祉ニーズの解決を通して、住民と共に福祉社会を構築する」ことを目指し、次のように基本目標を定めます。

基本目標

**みんなですすめる！
心やさしい福祉のまちづくり**

2 地域福祉推進計画の体系



推進目標1 互いに支えあい つながりあう まちづくり

住み慣れた地域で暮らしていくために、身近な地域でのつながり、助けあいは非常に大切です。新型コロナウイルス感染症拡大により、地域福祉活動の中止や規模の縮小を余儀なくされる中、自宅で過ごす時間が増え、地域でも住民同士が顔を合わせる機会が激減しました。特に高齢者は体を動かす機会が減ったことで体力の低下が顕著に表れたとの声も聞きます。普段からの地域のふれあい活動が、住民同士が顔を合わせ、つながりを生む大きな役割を果たしていることを改めて考えるきっかけとなりました。

姫路市社協で取組を進めている社協支部活動は、地域の一人ひとりが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための活動です。活動を通じて地域のつながりを深め、住民一人ひとりの福祉課題を地域の課題として捉え、課題解決に向けた取組を行い、互いに支えあい、つながりあうまちづくりを推進します。

**推進方策(1) 社協支部活動を支え、
ふれあいや見守り活動を推進します**

**推進方策(2) 地域住民と専門職が協力し、
住みやすい地域づくりを推進します**

推進方策(3) 地域を支える担い手を育成・支援します

推進方策(1) 社協支部活動を支え、ふれあいや見守り活動を推進します

住民主体の地域活動である社協支部活動が、安定的かつスムーズに実施できるように支援します。姫路市内全域で様々な世代の交流、ふれあいを促進することで、地域で顔の見える関係を構築し、地域性を活かした広がりのある活動の充実を図ります。

参考 姫路市地域福祉計画

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 地域福祉を支える環境づくり | 2 支え合いを支援する仕組みづくり |
| (1) 地域福祉活動の促進及び活性化 | (2) 権利擁護支援の充実 |
| ①社会福祉協議会との連携・協働 | ⑤判断能力に不安がある人への支援 |
| ④福祉コミュニティの活性化 | (3) 包括的な支援体制の構築 |
| (2) 地域で生活課題を支援する仕組みづくり | ⑧地域における生活に困窮した人の早期発見 |
| ⑥地域子育て支援拠点事業の充実 | |
| ⑪地域に密着した見守りの推進 | |
| (3) 地域福祉の意識の醸成 | |
| ③交流活動の促進 | |

現状と課題

概ね小学校区を単位とした社協支部活動は、住民参加型の地域福祉活動として昭和35年から結成が始まり、現在まで姫路市内全域で続けられています。住民一人ひとりが、住民同士の支えあいの大切さやつながることの必要性を感じ、安心して暮らし続けることができる地域を作るため、ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業やふれあいサロン事業をはじめ、様々な活動を進めてきました。高齢化や人口減少が進み、住民の意識も変わる中、地域の支えあいの基盤が弱まってきています。

また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、活動を自粛せざるを得ず、大勢で集まる機会を減少させることにもなりました。ただし、ふれあいネットワーク事業については、見守り活動の重要性の観点から、感染予防対策を講じたり、活動方法を工夫した上で、継続実施しました。改めて地域でこれまで行ってきた活動が、地域で必要とされる活動として続けられるよう、実施方法等を検討し、地域の現状に合った活動にしていく必要があります。

①ふれあい食事サービス事業の充実 (姫路市受託事業)



孤立しがちな高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域住民同士の交流の機会として、今後も充実した事業が継続できるよう、社協支部単位での研修等を開催し、地域の特性を活かした事業の充実を図ります。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
社協支部単位の研修会実施	研修会実施への働きかけ及び実施(新規2支部)	研修会実施への働きかけ及び実施(新規2支部)	社協支部事業情報交換会の開催	研修会実施への働きかけ及び実施(新規2支部)	研修会実施への働きかけ及び実施(新規2支部)	研修会実施への働きかけ及び実施(新規2支部)	地域課題の把握と早期解決体制の構築

②ふれあいネットワーク事業の充実

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等が、安心して生活できるように、ボランティアに対して、相談窓口としての社協をPRすることで、社協職員も一緒に解決に向けて取り組んでいきます。

また、社協支部と社協職員が、会議や研修会等、活動を見直す機会を持つことで、運営課題を発掘し、円滑な事業実施につなげていきます。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
事業のPR	相談窓口としての社協をPR	→					関係支援機関と協働した相談体制の構築
会議や研修会の実施	研修会の実施(新規2支部)	研修会の実施(新規2支部)	研修会の実施(新規2支部)	社協支部事業情報交換会の開催	研修会の実施(新規2支部)	研修会の実施(新規2支部)	地域課題の把握と早期解決体制の構築

③子育て支援事業の拡充

小学校就学前の児童及び保護者を対象に、地域で気軽に集い、子育ての悩みや不安について、保護者同士や子育ての先輩であるボランティアに気軽に相談ができるよう、社協支部で実施している子育て支援事業の充実を図り、地域ぐるみの支援を広げていきます。



あわせて、姫路市保健所等の行政機関及び兵庫県立子どもの館等様々な専門機関との連携を深めていきます。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
実施回数の増加	実施回数増加の働きかけ	新規実施回数(5回)	実施回数増加の働きかけ	新規実施回数(5回)	実施回数増加の働きかけ	新規実施回数(5回)	子育てを支える仕組みの拡大
社協支部単位の研修会実施	研修内容の調査・研究	研修会の実施(新規2支部)	研修内容の調査・研究	研修会の実施(新規2支部)	社協支部事業情報交換会の開催	研修会の実施(新規2支部)	地域課題の把握と早期解決体制の構築

(令和2年度末現在：57支部467回)

④ふれあいサロン事業の拡充



公民館や集会所等の身近な場所で、地域に暮らす誰もが気軽に集まり、交流できる場を提供します。地域住民同士の交流を通して、楽しみづくり・仲間づくり等を行うサロン活動を進め、つながり、ふれあう機会を広げていきます。また、ボランティア同士の交流機会を設けることで、事業内容の充実を図ります。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
実施か所の増加	新規実施(4か所)	新規実施(4か所)	新規実施(4か所)	新規実施(4か所)	新規実施(4か所)	新規実施(4か所)	地域の交流拠点の拡大
ボランティア交流会の実施	社協支部事業情報交換会の開催	→	ボランティア交流会に向けた内容検討	ボランティア交流会の開催	→	→	地域課題の把握と早期解決体制の構築

(令和2年度末現在：63支部196か所)

⑤社協支部選択事業の拡充

各地域の特性に合った社協支部選択事業を実施することで、地域福祉の推進を図ります。

また、地域のニーズに柔軟に対応できるように、地域活動の状況を把握し、必要に応じて新たなメニューを作り出すことで、広がりのある地域福祉活動の充実を目指します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
社協支部 選択事業の 拡充	活動状況の 把握・ メニューの 見直し	→					地域の特性 を活かした 福祉活動の 実施

推進方策(1) 最終目標 (6年後のすがた)

地域福祉活動やそれぞれの地域について、住民同士で積極的に話しあい、姫路市社協とも連携しながら、無理なく、楽しい地域福祉活動の取組が進められています。

また、地域福祉活動を通じ、身近なところで顔見知りが増えることで、困った時に助けあうことができ、安心した生活を送ることができる地域となっています。



推進方策(2) 地域住民と専門職が協力し、 住みやすい地域づくりを推進します

つながりを絶やさない、支えあいの地域づくりを地域住民と一緒にを行うために、姫路市社協の専門職が、各種団体、福祉施設、NPO、企業等幅広い主体と積極的に関わり、様々な課題への支援ができるよう取り組みます。

参考 姫路市地域福祉計画

- 1 地域福祉を支える環境づくり
 - (1) 地域福祉活動の促進及び活性化
 - ①社会福祉協議会との連携・協働
 - ③多様な実施主体の参画・育成の促進
 - ④福祉コミュニティの活性化
 - (2) 地域で生活課題を支援する仕組みづくり
 - ③医療と介護の連携の推進
 - ⑤地域ケア会議の充実
 - ⑦生活支援サービスの充実
 - ⑧地域包括支援センターの機能強化
 - ⑨コミュニティソーシャルワーカーによる支援
 - ⑩地域に密着した見守りの推進
 - (3) 地域福祉の意識の醸成
 - ③交流活動の促進
 - ⑤学習機会の確保
- 2 支え合いを支援する仕組みづくり
 - (1) 重層的な相談支援のネットワークづくり
 - ④包括的な相談窓口とアウトリーチ支援の検討
 - ⑤地域づくりを促進する連携強化
- 3 健やかな暮らしを支えるまちづくり
 - (1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
 - ①情報提供の充実
 - (2) みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
 - ③生涯を通じた健康づくり

現状と課題

高齢者や障害のある方等、様々な課題を抱え、支援を必要とする人を地域で見守り支えあっていくことが、地域でいつまでも安心して生活を続けていくためには必要です。

社会福祉の制度は充実してきましたが、どこに相談したらよいかわからない、現在の制度では十分な支援が得られない等の状況で、問題が深刻化するケースもあります。すべての課題をひとつの機関で解決に導くことは難しいですが、地域には様々な資源があります。姫路市社協の専門職がそれらの資源に働きかけ、地域性にも考慮した見守り体制を構築していく必要があります。

①幅広い主体との連携・協働による地域支援

地域におけるニーズや課題を解決するため、地域の福祉施設、行政機関、NPO等と連携・協働し、多様な主体がそれぞれの長所を活かし、効果的な支援を図ることで、すべての人が安心して暮らせる地域づくりにつなげます。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
調査・連携アプローチ	地域の調査、支部との連携・アプローチ	→					地域の連携力の強化

②地域包括支援センターの運営（姫路市受託事業）



地域包括支援センターは、介護保険法に基づき市町村が設置主体となり、主任介護支援専門員・保健師等・社会福祉士（姫路市では独自に認知症担当を配置）がチームアプローチにより、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、心身の機能の維持、福祉の相談、医療との連携等、必要な援助・支援を包括的に行う機関です。

また、姫路市社協は、準基幹地域包括支援センターとして地域担当職員を配置し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
地域包括支援センターの運営	介護予防ケアマネジメント	→					高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくり
	総合相談権利擁護	→					
	包括的・継続的ケアマネジメント	→					
	認知症等の地域支援体制の推進	→					

③生活支援体制整備事業の推進 (姫路市受託事業)

行政と社協、地域包括支援センターが連携を図り、概ね小学校区を単位として、地域住民を主体とした会議を開催し、生活支援・介護予防サービスの充実を目指します。



姫路市社協は、市域全体の生活支援コーディネーターとして活動し、準基幹地域包括支援センターの地域担当が圏域生活支援コーディネーターとして、多様な主体とのつながりを形成しながら、地域の支えあいを推進します。

多様な主体とのつながりを形成しながら、地域の支えあいを推進します。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
生活支援体制整備事業の推進	地区ごとの生活支援体制検討会議の開催(13圏域)	→					住民による主体的・自発的な地域づくり

④小地域福祉活動計画策定の支援



小地域福祉活動計画を策定することにより、現状の社協支部活動の点検を行い、今後どのような目標を持って活動に取り組んでいくかを地域全体で共有し、地域の実情に合った活動が展開できるよう支援します。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
小地域福祉活動計画策定の支援	策定(5支部)	策定(5支部)	策定(5支部)	策定(5支部)	策定(5支部)	策定(5支部)	広がりのある社協支部活動の実施

⑤地域サポート体制の拡充

社協支部活動の状況を専門職が把握することにより、各地域に応じた効果的な支援を行います。また、地域の課題抽出や活動の振り返り、他支部の取組を知る機会を設けることにより、地域の特性を活かした社協支部活動が継続的に実施できるよう支援します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標	
地域サポート体制の拡充	社協支部事業情報交換会の開催	→					5か年のとりまとめ	社協支部の状況を把握と、地域の実情に応じた活動の推進
	社協支部活動実践発表	→						
	社協支部台帳整備	→						
	状況把握及び課題抽出	→		社協支部現況調査準備	社協支部現況調査実施	課題分析、フィードバック		

推進方策(2) 最終目標 (6年後のすがた)

専門職と連携しやすい体制が整い、困りごとを相談しやすい関係が地域に作られています。また、住民と専門職とが協力しながら地域の課題解決に向けた取組が進められています。



推進方策(3) 地域を支える担い手を育成・支援します

誰もが安心して暮らし続けることができる支えあいの福祉コミュニティを目指して、その担い手を育成します。次世代へアプローチする福祉教育の実施を継続し、将来の地域福祉を支える人材を育成する方法を研究します。

参考 姫路市地域福祉計画

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 地域福祉を支える環境づくり | 3 健やかな暮らしを支えるまちづくり |
| (1) 地域福祉活動の促進及び活性化 | (2) みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり |
| ③多様な実施主体の参画・育成の促進 | ①ユニバーサルデザインのまちづくり |
| ④福祉コミュニティの活性化 | |
| (3) 地域福祉の意識の醸成 | |
| ④福祉教育の推進 | |

現状と課題

少子高齢化がますます進み、地域の住民同士の関係性が希薄になり、また、新型コロナウイルスにより生活様式も大きく変わっている中で、地域福祉活動に取り組んでいる社協支部においても活動の担い手不足が深刻になっています。地域福祉活動が今後も続けられるよう、地域を支える担い手を育成することは喫緊の課題であり、新たな担い手発掘に向け、様々な視点から地域や福祉活動を考え、住民が活動に興味を持ち、担い手となるきっかけづくりが必要です。

①福祉教育の推進

地域福祉の担い手育成を目的に、市内中学生を対象とした福祉教育を進めます。

中学生が社協支部の活動を知ること、自分たちが住む地域を見つめ直し、住民同士のつながりの大切さを考えるきっかけを作ります。学校での取組がスムーズに行えるよう、出前講座方式を取り入れ、関係支援機関と連携した福祉体験や認知症サポーター養成講座等も行います。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
福祉教育の推進	実施への働きかけ 中学校7校で実施	未実施校へのアプローチ強化 中学校7校で実施	実施への働きかけ 中学校7校で実施	実施への働きかけ 中学校7校で実施	未実施校へのアプローチ強化 中学校7校で実施	実施への働きかけ 中学校7校で実施	地域福祉への関心増

②あんしんサポーターの養成 (姫路市受託事業)



高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、地域包括支援センターや高齢者宅・介護保険施設等において、ボランティア活動を行うあんしんサポーターを養成します。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
あんしんサポーターの養成	100名のあんしんサポーターの養成	→					地域の助けあい活動と介護予防の推進

(令和2年度末現在：345人)

③担い手育成システムの研究 新規

ボランティア活動に関心のある方に、気軽に社協支部ボランティアを体験できる機会をつくれます。幅広い世代が社協支部の理解と関心を深め、活動に参加しやすいきっかけづくりを行います。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
新たな担い手育成方法の研究	地域のボランティア活動状況の把握及び分析	お試しボランティア体験	→				新たな担い手の発掘・育成

推進方策(3) 最終目標 (6年後のすがた)

いくつになっても活動に元気に参加し、様々な世代の住民と関わりを持ちながら、いきいきとした生活をする人が増えています。

地域福祉活動を担う人も増え、気軽にボランティア活動に参加することができます。



推進目標2 自分らしく安心して暮らせるまちづくり

近年の少子高齢化や核家族化、コミュニケーションの希薄化等の社会変化により、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人の対応が課題になっています。そのような中、複雑化、複合化した課題を把握し、相談支援につながる仕組づくりが、姫路市によって取り組まれています。姫路市が設置した総合相談窓口により、関係支援機関同士の連携・強化が図られ、日常生活の困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、重層的な相談支援体制が構築されようとしています。

姫路市社協においても、各関係支援機関のネットワークを活かし、福祉ニーズをいち早くキャッチすることで、課題の深刻化・複雑化を防ぎ、サービスを必要とする人に必要な情報を伝え、解決に向けて新たな福祉サービスや相談支援の体制を充実させるとともに、地域や行政との連携を図りながら、地域福祉活動をさらに推進していきます。

推進方策(1) 地域で安心した生活を支えます

推進方策(2) 生活課題の解決に向けた支援を強化します

推進方策(3) 災害に備えた取組を推進します

推進方策(4) 幅広い世代に向けて情報発信を行います

推進方策(1) 地域で安心した生活を支えます

住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう、関係支援機関や地域との連携を強化しながら在宅福祉サービス及び社協事業を実施します。

参考 姫路市地域福祉計画

3 健やかな暮らしを支えるまちづくり

- (1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保
 - ②福祉サービスの質の確保・向上
- (2) みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり
 - ⑦買物支援サービス事業の実施

現状と課題

少子高齢化や核家族化が進行し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。福祉サービスも多様化し、充実してきました。そうした中で、支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるような体制づくりが重要です。また、関係支援機関と連携を図ることで、必要な人に支援が届き、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも生活が継続できるよう、福祉サービスの質の確保と安定的なサービスの提供ができる取組も重要となります。

①入院時支援サービスの提供 **新規**

近くに頼れる身寄り等がおらず、入院に不安を感じている高齢者に対し、事前に契約を行い、入院時に必要な支援を行います。

また、入院前にも定期的な訪問や電話での安否確認を行い、必要に応じて関係支援機関と連携して、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、情報提供等を行います。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
入院時支援サービスの提供	モデル事業実施に向けた準備及びモデル事業実施	モデル事業実施 サービス内容の見直し	サービス内容の改善実施	→			入院に不安がある方の安心した生活の実現

②買物支援サービス事業の充実



北部の中山間地域において、交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者等に対して、月1回地域ごとにワゴン車に乗り合わせて買物支援を行います。

定期的な外出の機会を作るとともに、利用者同士の交流を図ります。

また、関係支援機関と協議をしながら、買物弱者対策を推進します。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
買物支援サービス事業の充実	実施	→					買物を通じた他者との交流

③地域包括支援センターの運営 **再掲**

本冊 推進目標1 推進方策(2) ②地域包括支援センターの運営 (P.25) 参照

④介護保険サービスの提供

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、質の高い居宅介護支援、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与・販売事業を実施します。



また、介護保険サービスを安定して提供できるよう、介護人材の育成や確保を進めます。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
サービスの提供	提供	→					高齢者の自立した日常生活の実現
人材育成確保の推進	介護人材の育成・確保の推進	→					介護人材の育成・確保

⑤障害福祉サービスの提供



障害者及び障害児が、住み慣れた自宅や地域で、日常生活を送ることができるよう、質の高い自立支援給付の居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を実施します。

また、障害福祉サービスを安定して提供できるよう、介護人材の育成や確保を進めます。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
サービスの提供	提供	→					障害者の自立した日常生活の実現
人材育成確保の推進	介護人材の育成・確保の推進	→					介護人材の育成・確保

推進方策(1) 最終目標 (6年後のすがた)

支援が必要な方が必要な情報を入手でき、適切なサービスを選択し、利用ができるようになっています。



推進方策(2) 生活課題の解決に向けた支援を強化します

専門職による各種サービスを通じて、生活課題の解決に向けた支援を行います。必要に応じ、関係支援機関と連携することで、地域での生活を見据えた支援ができるよう推進します。

参考 姫路市地域福祉計画

2 支え合いを支援する仕組みづくり

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 重層的な相談支援のネットワークづくり | (3) 包括的な支援体制の構築 |
| ③生活に困窮した人への相談支援 | ①生活に困窮した人の自立に向けた支援 |
| (2) 権利擁護支援の充実 | ③ホームレス自立支援体制の推進 |
| ①姫路市成年後見支援センターの活用 | ⑦谷間のない包括的な相談支援 |
| ②制度の普及啓発 | |
| ③権利擁護支援センターの検討 | |
| ④地域の支援関係機関での権利擁護支援 | |
| ⑤判断の能力に不安がある人への支援 | |

現状と課題

社会的孤立や制度の狭間の問題等、自分からSOSを出すことが困難な方が、生活に困っていても必要な支援につながっていない状況が問題となっています。そのような中、姫路市から、生活困窮者自立相談支援事業、成年後見支援センターの運営を受託し、一人ひとりの権利が守られ、自分らしく暮らせるよう、制度や相談機能の普及啓発に加え、必要な人に支援が届くよう、関係支援機関とより一層の連携体制の構築を図っています。

①生活困窮者自立相談支援事業の拡充 (姫路市受託事業)

仕事探しや暮らしの困りごとがある市民の方に対し、職員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考えます。具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

また、生活困窮者自立支援制度の普及啓発を行い、姫路市をはじめ、関係支援機関等と連携して、対象者となる方を早期発見して、支援します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
生活困窮者自立相談支援事業の拡充	支援体制の強化	→					包括的継続的な支援

②生活福祉資金の貸付 (兵庫県社会福祉協議会受託事業)



低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等で一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図ります。また、複合的な問題を抱える方に対して、関係支援機関と連携して支援につなぎます。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
生活福祉資金の貸付実施	貸付実施	→					安定した生活と社会参加の促進

③成年後見支援センターの運営 (姫路市受託事業)

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方が、成年後見制度を適切に利用できるよう、市民や関係支援機関からの成年後見制度の相談や利用促進、後見活動に関する支援や相談に対応します。



また、市民が後見業務の新たな担い手となり、成年後見制度を利用する方を身近な立場で支援する市民後見人等の養成を行うとともに、後見活動が安心してできるよう支援します。

関係支援機関との連携や成年後見制度の普及啓発を図る等、成年後見支援センターの運営を推進することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
成年後見支援センターの運営	センターの 安定的な 運営	→					成年後見制度推進による安心して暮らせる地域づくり

④法人後見事業の拡充

姫路市社協が法人として成年後見人等となることで、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、意思決定が困難な人の財産管理や身上保護を行い、安心して日常生活を送れるよう支援します。

生活保護受給者等経済的な理由で、成年後見制度の利用をためらう人や親亡き後の長期的な支援が必要となる障害者が、必要なときに安心して利用でき、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域づくりを目指します。

また、市民後見人が適切に後見活動を行うことができるように後見監督業務を行い、本人の安心した生活の実現に向けて支援します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
法人後見事業の拡充	後見事業の実施	→					必要な人が希望すれば利用できる体制の強化
	体制強化啓発・周知	→					
	後見監督業務の適切な遂行	→					市民後見人の適切な後見活動による本人の安心した生活の実現

⑤日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の実施 （兵庫県社会福祉協議会受託事業）



認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力に不安のある方が、できる限り地域で自立した生活を継続することを目的に、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の支援を行います。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
日常生活自立支援事業の実施	啓発・周知、関係機関との連携	→					事業の周知、権利侵害の早期発見・防止

推進方策(2) 最終目標（6年後のすがた）

関係支援機関との連携により、地域で困りごとを抱えた方のSOSが、各種の相談支援機関につながるようになっていきます。

また、認知症や障害になっても、本人の意思決定が尊重され、切れ目のない支援を受けることができ、自分らしく暮らし続けられる地域となっています。



推進方策(3) 災害に備えた取組を推進します

いつどこで起こるか予測がつかない災害に立ち向かう備えを充実するとともに、地域住民に対して、日頃の備えの重要性を周知します。また、職員や災害ボランティアには、災害ボランティアセンターの運営体制について、周知や整備に努めます。

参考 姫路市地域福祉計画

- | | |
|---|---|
| <p>1 地域福祉を支える環境づくり</p> <p>(1) 地域福祉活動の促進及び活性化</p> <p>③多様な実施主体の参画・育成の促進</p> | <p>3 健やかな暮らしを支えるまちづくり</p> <p>(3) 安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進</p> <p>①福祉避難所運営体制の充実</p> <p>③地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進</p> |
|---|---|

現状と課題

近年、豪雨災害や地震等、度重なる自然災害が至るところで起きています。災害はいつどこで起こるか予測がつきません。災害時の地域のつながりは重要ですが、そのつながりはすぐにできるものではありません。普段の何気ない、日々の関わりの積み重ねが大切です。姫路市社協としても、平常時における災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンターの運営体制及び福祉避難所への支援体制の整備を図るとともに、各関係機関と連携し、情報の共有化を進めることにより、いざ災害が起きた際に立ち向かう備えを充実させる必要があります。

①災害ボランティアの養成

市民を対象に災害ボランティア養成講座を実施し、災害発生時に協力できる人材の養成します。

また、災害ボランティア登録者と関心のある方を対象に研修会等を開催し、防災・減災への意識向上を図り、知識や経験が豊富な災害ボランティアとして、災害時の復旧・復興支援活動を行うことができる体制を整えます。



あわせて、防災・減災啓発グッズを作成・配布し、災害に対する意識の向上を図ります。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
災害ボランティアの養成	養成講座の実施 (新規登録者10人)	定着支援研修会の実施	養成講座の実施 (新規登録者10人)	定着支援研修会の実施	養成講座の実施 (新規登録者10人)	定着支援研修会の実施	災害ボランティアの確保
防災・減災啓発グッズの作成	作成物の検討・作成 (2,000個)	→					災害に対する意識の向上

②災害ボランティアセンター運営体制の整備



災害ボランティアセンターの運営について、職員体制や役割等を検討します。

また、災害ボランティアへの周知や行政との連携を深める等、円滑な運営ができるよう整備を進めます。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
災害ボランティアセンター運営の体制整備	体制の検討・周知	→					災害発生に備えた体制整備

③福祉避難所への支援体制の整備

災害時に、介護や見守り等支援を必要とする高齢者や障害者等の要援護者が避難する福祉避難所への職員派遣の体制を、関係機関からの要請に迅速に対応できるよう整備します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
福祉避難所への支援体制の整備	職員研修の実施	→					災害時における迅速な対応

推進方策(3) 最終目標 (6年後のすがた)

平時からの地域のつながりで顔が見える関係ができ、有事の際には、地域での助けあいができる状況になっています。

また、各種関係支援機関の連携、情報共有が図られ、災害が発生した際には、災害ボランティアが派遣され、スムーズに支援が行える体制づくりが整っています。



推進方策(4) 幅広い世代に向けて情報発信を行います

高齢者から若者まですべての世代が、地域福祉に関心を寄せ、地域の支えあいに参加するきっかけとなることを目指し、様々な方法で姫路市社協の取組を発信します。

参考 姫路市地域福祉計画

- | | |
|---|---|
| <p>1 地域福祉を支える環境づくり</p> <p>(1) 地域福祉活動の促進及び活性化</p> <p>④福祉コミュニティの活性化</p> <p>(3) 地域福祉の意識の醸成</p> <p>①啓発活動の充実</p> | <p>2 支え合いを支援する仕組みづくり</p> <p>(1) 重層的な相談支援のネットワークづくり</p> <p>②相談支援体制の周知</p> <p>3 健やかな暮らしを支えるまちづくり</p> <p>(1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保</p> <p>①情報提供の充実</p> |
|---|---|

現状と課題

姫路市社協広報紙「ひめじの社協」を2か月に1回発行し、福祉に関する情報や姫路市社協の取組等を紹介しています。

また、ホームページでの情報発信に加え、Facebookを活用し、タイムリーに社協支部活動を発信したり、マスコットキャラクター「さぎまるくん」を活用したPR活動を行うことで、幅広い世代への周知を行っています。

しかしながら、姫路市社協の認知度は高いとはいえず、より多くの住民に理解してもらい、あらゆる世代に福祉をもっと興味を持ち、身近に感じてもらうために、従来の方法に加え、時代の変化、技術の進展から多様化した情報発信ツールを取り入れ、タイムリーで分かりやすい情報を発信していく必要があります。

①広報「ひめじの社協」の充実

姫路市社協が、年6回（奇数月）発行する広報「ひめじの社協」において、関心の高い様々な情報を分かりやすく、かつタイムリーに提供できるよう、広報の紙面構成や記事内容を工夫します。

また、広報の読者からの感想を確認し、より身近で役立つ情報を発信することで、親しみのある広報を目指します。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
広報「ひめじの社協」の充実	見直し改善	→					姫路市社協への関心・認知度の向上

②ホームページの充実及びSNSの活用



必要な情報を分かりやすく掲載し、すぐに検索でき、高齢者や障害者にも配慮した見やすい構成にする等、ホームページの充実を図ります。

また、SNSを活用することで、社協支部活動の取組状況をタイムリーに発信することに加え、災害

発生時には迅速に必要な情報を発信できるよう積極的な取組を行います。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
ホームページの充実	ホームページの更新	→					必要な情報・身近な情報のタイムリーな発信
SNSの活用	SNSの投稿	→					

④マスコットキャラクター「さぎまるくん」の活用

地域福祉に関心を寄せるきっかけとして、マスコットキャラクター「さぎまるくん」を活用します。社協支部活動をはじめとした様々な場面で、着ぐるみやグッズ、イラストを用いることで、姫路市社協をより親しみやすく身近な存在としてPRし、姫路市社協や地域福祉活動への関心・認知度を高めます。



活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
マスコットキャラクター「さぎまるくん」の活用	活用PR	→					姫路市社協への関心・認知度の向上

④新たな情報発信の研究 新規



すべての年代の方が、必要な福祉情報を手に入れられるよう、情報発信の方法を研究し、情報発信を行います。

特に若い世代への発信方法の研究を重視し、姫路市社協を知ってもらう機会を増やします。

活動項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	最終目標
新たな情報発信の研究	メディアの研究・調査	→	新たな情報発信の試験的实施	見直し	新たな情報発信の実施	→	すべての世代への情報発信

推進方策(4) 最終目標（6年後のすがた）

地域で実践されている活動や姫路市社協の事業について、各種媒体を活用して周知しています。幅広い世代に地域福祉活動に関心を持ってもらい、地域の福祉力を高めます。





資料



資料1 平成29年度～令和3年度 姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画 進捗状況

基本 目標	推進 目標	重点 目標	推進 方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況	注) ○計画通り実行できた、△課題がある	次期方向性	注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある
地域の福祉力を高め、生涯の幸せづくりを約束する福祉コミュニティづくり									
推進目標1 支えあいの福祉コミュニティづくり									
重点目標1 地域福祉活動の推進									
1 (1) 社協支部の組織を強化し、地域福祉活動の広がりを推進します。									
				① ふれあいネットワーク事業の強化	① (1)個別ニーズへの対応強化 (2)社協支部と社協職員が個別ニーズを共有	平成29年度 ボランティア研修会 11支部 (新規実施1支部) 様式改善について検討 平成30年度 ボランティア研修会 16支部 (新規実施1支部) 状況変化報告書を廃止、ふれあいネットワーク報告書を改善 令和元年度 ボランティア研修会 15支部 (新規実施2支部) 様式改善を周知 令和2年度 ボランティア研修会 10支部 (新規実施4支部)	○ ○	住民相互の見守り活動の強化を目指して取り組んでおり、各社協支部における研修会実施は、問題点の把握や意識向上につながっている。全体研修会は年1回実施し、各社協支部での研修会が定期化されている社協支部もあり、今後も継続は必要である。(全体研修会の在り方について、グループワーク等課題を共有する)コロナ禍においても事業休止することなく継続した。見守りの重要性の観点から訪問回数ではなく、内容(繋がっていったこと等)について検討していく必要がある。	
				② ふれあい食事サービス事業の充実	② 共通課題の抽出と効果的な支援	平成29年度 支部研修 13支部 (新規支部8支部) 平成30年度 支部研修 9支部 (新規支部4支部) 令和元年度 支部研修 10支部 (新規支部2支部) 令和2年度 支部研修 2支部 (新規支部1支部)	○ ○	事業を充実できるよう、社協支部単位での研修会の開催を進めてきた。今後も地域の特性を活かした事業展開及び担い手の育成を図る必要がある。	
				③ 子育て支援事業の拡充	③ 子育てを支える仕組の拡大	平成29年度 新規実施 2支部 平成30年度 新規実施 1支部 令和元年度 新規実施 1支部 令和2年度 新規実施 1支部	△ ○	姫路市保健所、子ども支援課等の行政機関、児童館等の専門機関とも連携しながら取り組んだ。新たに支部活動につながる場所があれば、参加数の減少から休止する社協支部もあった。今後も、地域ぐるみの子育てを広げる必要がある。	
				④ ふれあいサロン事業の拡充	④ 地域の交流拠点としての居場所づくり	平成29年度 60支部 173か所 平成30年度 61支部 183か所 令和元年度 62支部 187か所 令和2年度 63支部 196か所	○ ○	平成29年10月より、年間助成上限額を24万円から36万円に引き上げて、拡充に向けて支援を行っている。計画策定当初53支部151か所だったが、令和2年度末、63支部196か所となっている。引き続き、地域の居場所拡充に取り組む必要がある。全体研修会の実施(ボランティア数多いので2部制)を検討。	
				⑤ 社協支部選択事業拡充	⑤ 地域のニーズに合った福祉活動の実施	社協支部現況調査で、社協支部のニーズから検討 平成29年度 社協支部現況調査の内容を検討 平成30年度 社協支部現況調査を通じて聞き取り 令和元年度 社協支部現況調査より、新規メニュー追加は行わず、研修・相談事業の内容を拡充 令和2年度 新規メニュー追加は行わず、その他地域福祉の推進に寄与する事業で対応	○ ○	平成29年10月より、年間助成上限額を15万円から20万円に引き上げて、拡充に向けて支援を行っている。市内全ての支部で実施となった。引き続き、世代を超えた交流や防災支援、広報活動、小地域福祉活動計画策定等、拡充に向けて取り組む必要がある。メニューの追加にこだわらず、その他地域福祉の推進に寄与する事業で対応し、事業を充実させる。	
				⑥ 社協支部の現況調査及び台帳整備	⑥ 充実した社協支部活動の推進と課題への対応	①社協支部台帳 社協支部事業の実績や問題点等をまとめた社協支部台帳を作成し、社協支部ごとにファイリング ②社協支部現況調査 平成29年度 調査内容の検討 平成30年度 現況調査の実施 令和元年度 調査結果のフィードバック 令和2年度 現況調査内容の検討	○ △	内部資料として、対応記録や社協支部台帳を備えることで、職員間の情報共有を図る。現況調査については、計画に反映できるよう、次期計画策定前のみの調査を実施する。	

基本 目標	推進 目標	重点 目標	推進 方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況 <small>注) ○計画通り実行できた、△課題がある</small>	次期方向性 <small>注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある</small>
				⑦ 小地域福祉活動計画策定支援	⑦ 円滑な社協支部の運営	平成29年度 3支部策定(城乾支部、増位支部、置塩支部) 平成30年度 2支部策定(大津茂支部、前之庄支部) 令和元年度 4支部策定(東支部、城北支部、曾左支部、別所支部) 令和2年度 2支部策定(安室東支部、飾磨橋西支部)	○ ○ 未策定社協支部へ継続した働きかけが必要。 計画様式を変更し、分かりやすい内容の計画策定を推進してきた。計画策定当初の26支部から37支部まで増えた。引き続き、社協支部に積極的に働きかけ、共に計画づくりを推進する。
				⑧ 社協支部活動実践発表	⑧ 地域の特性を活かした支部活動	社協支部長会議において、小地域福祉活動計画策定支部による発表を実施。 平成29年度 4支部発表(平成28年度策定支部) 平成30年度 3支部発表(平成29年度策定支部) 令和元年度 2支部発表(平成30年度策定支部) 令和2年度 新型コロナにより社協支部長会議中止のため令和元年度策定4支部発表なし 子育て支援事業ボランティア交流会において、実施支部の情報交換やボランティアの資質向上及び未実施支部へ情報提供を行う。 平成29年度 2支部発表(安室東支部、谷内支部) 平成30年度 2支部発表(城北支部、南大津支部) 令和元年度 2支部発表(野里支部、大津支部) 令和2年度 飾磨児童センターによる講演	○ ○ 小地域福祉活動計画の発表については、時間的制限のため3~4支部が限界である。発表内容や方法の見直しが必要である。 小地域福祉活動計画は、策定支援とセットで進めるため、⑦へ組み込む。 子育て支援事業の実践発表は、多くのボランティアの参加があるだけでなく、発表における準備を進める中で、多くの方々との関係づくりが進むため、継続実施。 新たに、ふれあいサロン事業全体交流会での実践発表を含めた情報交流等に取り組む。
				⑨ 社協支部の総合的なサポート体制の拡充	⑨ 支部と関係支援機関との連携構築	社協支部担当職員による延訪問回数 平成29年度 1,113回 平成30年度 1,111回 令和元年度 1,170回 令和2年度 831回	○ ○ 引き続き、社協支部活動を訪問することで、取組内容を把握し、抱えている活動課題等について、関係機関との連携強化に取り組めます。 また、社協支部同士の情報交換を行う場を検討する。
重点目標2 つながり合える地域づくりの推進							
2(1) 地域を支える担い手を育成します。							
				① 福祉教育の推進	① 市立中学校全校で開催する	平成29年度 3校実施(新規3校) 平成30年度 8校実施(新規5校) 令和元年度 13校実施(新規6校) 令和2年度 8校実施(新規5校)	○ ○ 令和元年度、中学校長会において「出前講座」対応の説明を実施。令和2年度は、コロナ禍においても、学校と調整しながら新規実施、継続実施を行った。 今後も引き続き、福祉施設や地域包括支援センターと協働しながら進める。
				② あんしんサポーターの養成	② 地域の助けあい活動の活性化、介護予防の推進	平成29年度 2コース開催 登録者29人 平成30年度 2コース開催 登録者34人 令和元年度 3コース開催 登録者35人 令和2年度 3コース開催 登録者29人	○ ○ 姫路市から「あんしんサポーター養成研修」を受託している。地域包括支援センターとの連携や市内福祉施設等との連携により、次第に広がりを見せているが、受講者数が30名前後と低く、登録者の活動地域に偏りがある。活動者にとっても活動に参加することが自身の介護予防になるという取組であり、引き続き推進が必要である。
				③ 災害ボランティアの養成	③ 災害ボランティアの確保	平成29年度 定着支援研修会の開催 14人参加(H29登録者84人) 平成30年度 災害ボランティア養成講座の開催 11人修了(H30登録者95人) 令和元年度 定着支援研修会の開催 15人参加(R1登録者91人) 令和2年度 災害ボランティア養成講座の開催 11人修了(R2登録者96人)	○ ○ 地域を熟知する災害ボランティアについては、被災地でも重視されているため、100名程度の登録数を継続できるよう、隔年での講座開催と、交流会及び研修会等で実施を継続する必要がある。 また、地域で行われている防災訓練に災害ボランティア登録者や職員が参加し、災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練を行うことも検討する。

基本 目標	推進 目標	重点 目標	推進 方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況 <small>注) ○計画通り実行できた、△課題がある</small>	次期方向性 <small>注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある</small>
				2 (2) 災害に立ち向かう備えを充実します。			
				① 災害ボランティアセンター運営の体制整備	① 災害発生に備えた体制を整える	平成29年度 災害発生に備えた体制作りの検討 平成30年度 課内ミーティングで勉強会の開催 令和元年度 災害時対応職員研修会の開催 令和2年度 災害時対応職員研修会の開催	○ ○ 災害ボランティアセンター設置、運営のマニュアルに基づき、行政と連携した訓練を実施。また、実際に運営を行うための職員研修会を行った。今後も、継続した取組が必要である。 初動時の資機材購入。播備(株)と災害時における資機材の提供に関する協定の締結。
				② 福祉避難所への支援体制整備	② 災害時における迅速な対応	平成29年度 「災害発生時のケアマネの動きについて」、「災害発生時のコーディネータの動きについて」 平成30年度 「災害発生時のケアマネの動きについて」、「災害発生時のコーディネータの動きについて」 令和元年度 「災害発生時のケアマネの動きについて」、「災害発生時のコーディネータの動きについて」 令和2年度 「災害発生時のケアマネの動きについて」、「災害発生時のコーディネータの動きについて」	○ ○ 災害時における専門職の迅速な対応を目指して取り組んでいる。今後も、継続した取組が必要である。 社協支部の防災訓練への福祉専門職の参加。
				③ “社協版”災害に備えるしおりの作成	③ 災害に負けないコミュニティ	平成29年度 3,000部作成 平成30年度 配付 令和元年度 見直し 2,000部作成 令和2年度 配付	○ ○ 災害対策基本法に基づく、災害時要援護者地域支援協議会の活動が重要視される中で、平時の地域福祉活動と災害時の活動を結び付けて理解できるものとしてしおりを作成してきた。しおりに代わる新たなものを活用することも検討する。

基本目標	推進目標	重点目標	推進方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況 <small>注) ○計画通り実行できた、△課題がある</small>	次期方向性 <small>注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある</small>	
推進目標2 暮らしを支える福祉サービスと相談体制の充実								
重点目標1 相談体制・生活支援の強化								
(1) 地域で安心した生活を支えます。								
				① 毎日給食サービスの拡充	① サービスの周知と円滑な事業実施 平成29年度 利用者 21人 329食/月平均 平成30年度 利用者 20人 298食/月平均 令和元年度 利用者 13人 202食/月平均 令和2年度 利用者 12人 180食/月平均 ※次期計画以降、事業閉鎖とする方向で、令和2年度より新規利用者へ説明	×	×	平成8年から地域での自立生活の支援を目指して取り組んできたが、多くの宅配弁当業者があり、利用者の選択肢も増えている。社協が先駆的に担ってきたが、市内での役割を果たしたため、令和3年度末で事業廃止する。
				② 外出支援事業の充実	② (1)安定した事業運営 (2)社会情勢に応じた事業実施 平成29年度 利用者 22人 出動回数231回 平成30年度 利用者 17人 出動回数146回 令和元年度 利用者 18人 出動回数128回 令和2年度 利用者 19人 出動回数54回 ※次期計画以降、事業閉鎖とする方向で、令和2年度より新規利用者へ説明	×	×	平成8年から外出介助サービスとして始まり、平成21年に利用条件を見直し外出支援事業として、ボランティアの協力を得て行う在宅福祉の一環として外出を支援してきた。近年では、介護タクシーの充実、姫路市の高齢者バス等優待乗車助成制度や交通助成制度の利用が進んでいる。社協が先駆的に担ってきたが、市内での役割を果たしたため、令和3年度末で事業を廃止する。
				③ 買物支援サービス事業の実施	③ いつまでもご近所と買物を楽しめる支援 平成29年度 夢前町 4コース 23人 安富町 3コース 20人 香寺町 3コース 17人 平成30年度 夢前町 4コース 23人 安富町 3コース 22人 香寺町 3コース 18人 令和元年度 夢前町 4コース 22人 安富町 3コース 18人 香寺町 3コース 19人 令和2年度 夢前町 5コース 25人 安富町 3コース 15人 香寺町 4コース 18人	○	○	平成28年度から姫路市の補助事業となる。 コープこうべ第7地区本部が実施する買い物行こカー等、他の取組とも連携しながら、買物に困らない地域づくりを目指し、推進する必要がある。
				④ 地域の居場所づくりへの協働及び支援	④ 他機関と地域との新たな関係性の構築 地域のつどい場において、関係機関等との連携を深め、協働及び支援を行うことで、地域住民の地域福祉への関心を高め、参加を促すとともに、緩やかなつながりが持てるよう取組を進めた 平成29年度 居場所連絡会 9回開催 ・トライやる・ウィーク受入 H29/5/29~6/2 ・フォーマルウェアシェアプロジェクト 随時 ・制服交換会 H30/3/25 平成30年度 居場所連絡会 9回開催 ・トライやる・ウィーク受入 H30/6/4~6/8 ・フォーマルウェアシェアプロジェクト 随時 ・制服交換会 H31/1/27 コミュニティ食堂ネットワーク会 4回開催 ・食育月間食育イベントへ参加 ・食育関係者交流会へ参加 ・HAPPY WOMAN FESTA2019 HARIMAへ参加 令和元年度 居場所連絡会 12回開催 ・トライやる・ウィーク受入 R1/6/3~6/7 ・フォーマルウェアシェアプロジェクト 随時 ・制服交換会 R1/6/2 R1/9/22 R2/1/19 コミュニティ食堂ネットワーク会 4回開催 令和2年度 居場所連絡会 ・フォーマルウェアシェアプロジェクト 随時 ・制服交換会 R2/9/27 R3/1/24 コミュニティ食堂ネットワーク会 4回開催	○	○	地域における福祉課題を、社協支部や関係支援機関との連携・協働しながら共有し、効果的な支援を図りながら解決につなげられるよう取組を進める必要がある。関係支援機関との接点を広げ、地域にある多くの居場所づくりの活動と協働しながら、支援の輪を広げる必要がある。

基本 目標	推進 目標	重点 目標	推進 方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況 <small>注) ○計画通り実行できた、△課題がある</small>	次期方向性 <small>注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある</small>
				⑤ 生活支援体制整備事業の推進	⑤ 地域課題に応じた取り組みが市内全域で実施	平成29年度 姫路市生活支援体制検討会議 H29/7/12 地区生活支援体制検討会議 28地区38回 平成30年度 姫路市生活支援体制検討会議 H30/12/17 地区生活支援体制検討会議 33地区56回 令和元年度 姫路市生活支援体制検討会議 R2/1/22 地区生活支援体制検討会議 30地区51回 令和2年度 姫路市生活支援体制検討会議 R2/12/11 地区生活支援体制検討会議 14地区15回	○ ○ 地域福祉課職員が生活支援コーディネーターとして市域全体を担当し、準基幹地域包括支援センターの地域担当職員が圏域生活支援コーディネーターを担当。地区ごとの生活支援体制検討会議を立ち上げ、市地域包括支援課や地域包括支援センター、保健センターと協働し、住民主体の地域づくりを支援した。今後も、新たな立上支援に向けて、多様な主体と連携やアプローチを継続していく必要がある。
				⑥ 介護保険サービスの提供	⑥ 高齢者の自立した日常生活の支援	○ ○	
				⑦ 障害福祉サービスの提供	⑦ 障害者及び障害児の日常生活又は社会生活の支援	○ ○	
(2) 生活課題の解決に向けた支援を強化します。							
				① 生活困窮者自立相談支援事業の拡充	① 包括的継続的な支援	平成29年度 延べ相談件数 1,484件 平成30年度 延べ相談件数 2,276件 令和元年度 延べ相談件数 6,391件 令和2年度 延べ相談件数 11,192件	○ ○ 生活全般において困りごとを抱えた、姫路市内に居住する方を対象に、自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた支援を行っている。また、地域住民や関係機関などを対象に制度の周知・情報提供を行った。コロナ禍では住居確保給付金に関する相談が増加した。
				② 生活福祉資金の貸付	② 自立の助長、安定した生活の実現	平成29年度 延べ相談件数 973件 平成30年度 延べ相談件数 1,616件 令和元年度 延べ相談件数 2,743件 (内新型コロナウイルス234件) 令和2年度 延べ相談件数 30,432件 (内新型コロナウイルス28,995件)	○ ○ 経済的な面で問題を抱えている世帯の中で、生活福祉資金の貸付によって自立更生できる世帯に対して、必要な資金貸付の受付を行った。令和2年3月25日から、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、生活福祉資金の特例貸付の相談対応を行った。
				③ 成年後見支援センターの運営	③ (1)成年後見制度推進による安心して暮らせる地域づくり (2)市民後見人の適切な後見活動による本人の安心した生活の実現	センターの安定的な運営 ・チラシ、広報、FacebookによるPR ・市民後見人受任調整会議、ネットワーク会議、支援センター連絡会議の開催 ・市民後見人等養成研修、フォローアップ研修、フォーラム等の開催 後見監督業務の適切な遂行 ・市民後見人に対し、定期的な面接や助言、同行訪問を実施	○ ○ 誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、権利擁護フォーラム等を通じて成年後見制度の普及啓発に努めた。また、市民が新たに後見業務の担い手となるよう、市民後見人等の養成研修を実施し、市民後見を推進するとともに、専門職等との連携を図った。
				④ 法人後見事業の実施	④ 必要な方が希望すれば利用できる環境の整備	平成29年度 丸亀市社協、松山市社協、福山市社協、名古屋市社協 視察 平成30年度 実施体制整備に係る検討会議の開催 5回 さいたま市社協 視察 令和元年度 法人後見事業開始 延べ相談件数 78件 令和2年度 延べ相談件数 404件、受任件数2件	○ ○ 令和2年4月から市民後見人の行う後見業務の監督を行い、定期的な面接や助言、同行訪問を行った。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な方について、姫路市社協を成年後見人等の候補者としてほしいという市民や関係者からの相談に対応した。令和2年度に2件受任し、後見業務を開始した。
				⑤ 福祉サービス利用援助事業の実施	⑤ 事業の周知、権利侵害の防止	平成29年度 契約件数 114件、相談件数 3,646件 (303件/月) 平成30年度 契約件数 119件、相談件数 3,703件 (308件/月) 令和元年度 契約件数 92件、相談件数 4,996件 (415件/月) 令和2年度 契約件数 82件、相談件数 4,455件 (371件/月)	○ ○ 判断能力に不安がある高齢者等に対し、福祉サービス利用の援助、日常生活上の金銭管理サービス等を提供した。令和元年度から基幹的社協方式が廃止され、姫路市以外の各町利用者は町社協が担当することになった。

基本 目標	推進 目標	重点 目標	推進 方策	取組を進める事業	最終目標 (5年後のすがた)	進捗状況 注) ○計画通り実行できた、△課題がある	次期方向性 注) ○次期計画でも必要、△内容を検討する必要がある
重点目標2 情報発信の充実							
(1) 社協支部活動の周知に努めます。							
				① 広報「ひめじの社協」の充実	① 姫路市社協の認知度を向上させ、地域との協働を促進	福祉に関する情報や社協の事業内容を市民に広く紹介した。 平成29年度 217,000部発行 平成30年度 218,500部発行 令和元年度 221,000部発行 令和2年度 223,000部発行	○ ○ 福祉に関する情報や社協の事業内容を市民に広く紹介するために広報紙「ひめじの社協」を発行した。
				② ホームページの充実及びSNSの活用	② 必要な情報をタイムリーに発信	インターネットでホームページを公開し、福祉サービス情報を適宜入手できるようにした。 Facebookで社協の様々な取組をタイムリーに発信した。	○ ○ インターネットで公開しているホームページにおいて、必要な情報が探しやすく、スマートフォン、タブレットでも見やすくなるよう発信した。 フェイスブックで社協の様々な活動をタイムリーに発信した。 新たなSNSにおける情報発信についても検討する。
				③ 社協支部活動記録集「地域の魅力」の作成	③ 変化と広がりのある社協支部活動	社協支部で実施している取組を活動記録集としてまとめ、隔年で更新する。新しい情報を提供し、地域の活動を振り返り、新たな地域の魅力や可能性の発見につなげる。 平成29年度 内容精査 平成30年度 700部作成 令和元年度 内容精査 令和2年度 700部作成	○ ○ 地域活動の振り返りや新たな地域の魅力や可能性の発見に活用するため、福祉推進委員、社協支部事業代表者、社協支部会計等に配付した。
				④ マスコットキャラクター「さぎまるくん」の活用	④ 姫路市社協への関心・認知度アップ	平成29年度 クリアファイル 2,400枚、マルチクロス 1,000枚、風船 2,000個 着ぐるみ貸出 18団体へ62日間 平成30年度 クリアファイル 2,500枚、ボールペン 2,000本、風船 2,000個 着ぐるみ貸出 14団体へ57日間 令和元年度 クリアファイル 3,700枚、マスキングテープ 2,000個、カバー台紙付き付箋 2,000個 着ぐるみ貸出 21団体へ79日間 令和2年度 クリアファイル 5,500枚、ピンバッジ2,000個、ボールペン 2,000本 着ぐるみ貸出 5団体へ29日間	○ ○ 社協を身近に感じてもらい、地域の福祉活動に関心を寄せてもらうために、マスコットキャラクター「さぎまるくん」によるPR活動を実施した。

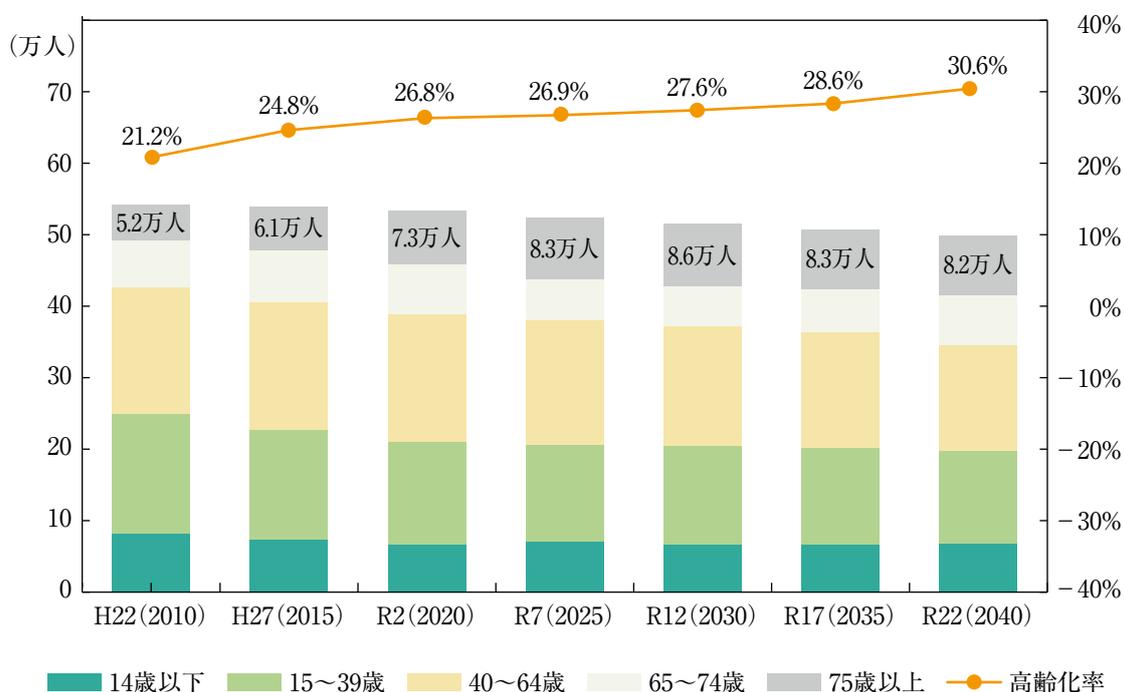
資料2 姫路市の人口統計より

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和2年9月末現在で534,580人となっています。年齢別でみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が続き、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となることが予想されます。

総人口の推移と推計



※令和2年度までは各年度9月末時点（市情報政策室「町別人口・年齢別人口」）

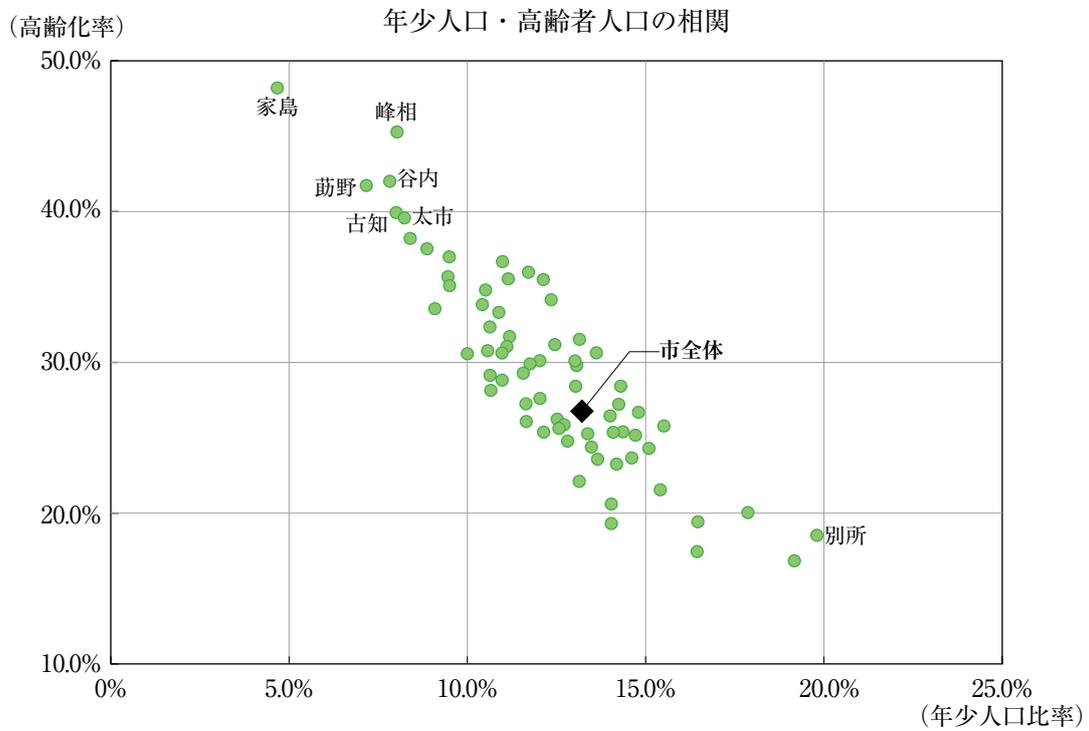
※令和7年度以降の推計にあたり、本計画では、姫路市総合計画（2021年3月策定）で目標として定める人口「目指す2030年の定住人口51.8万人」を基礎とした

※高齢化率は実人数で算出

（引用：姫路市地域福祉計画）

② 年少人口・高齢者人口の相関

小学校区別に、年少人口（14歳以下）と高齢者人口（65歳以上）の比をみると、少子化が進んでいる地域ほど高齢化率も高くなっており、強い相関があることが分かります。



(引用：姫路市地域福祉計画)

資料3

姫路市地域福祉実態意向調査より（抜粋）

1 姫路市地域福祉実態意向調査

この調査は、姫路市在住の18歳以上の方の中から3,000人を対象に、令和2年1月31日から2月21日の期間で、姫路市が実施した調査です。

・回収状況

回収率等

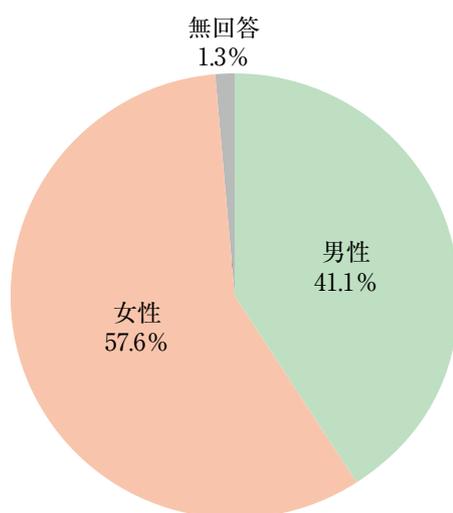
配付数	有効回答数	有効回答率
3,000 通	1,276 通	42.5%

回答者性別

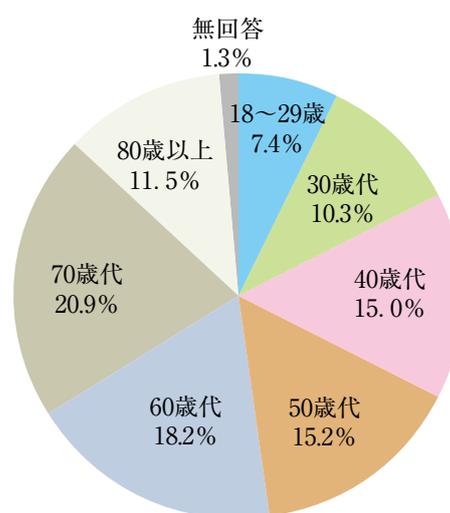
男性	女性	無回答
525 人	735 人	16 人
41.1%	57.6%	1.3%

回答者年齢構成

18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
95 人	132 人	192 人	194 人	232 人	267 人	147 人	17 人
7.4%	10.3%	15.0%	15.2%	18.2%	20.9%	11.5%	1.3%



【回答者数 = 1,276】

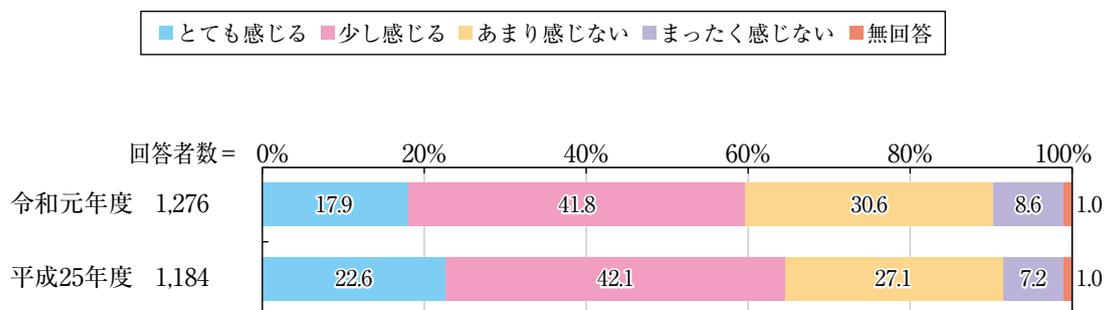


【回答者数 = 1,276】

※集計結果を小数点第2位で四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0とならない場合がある。

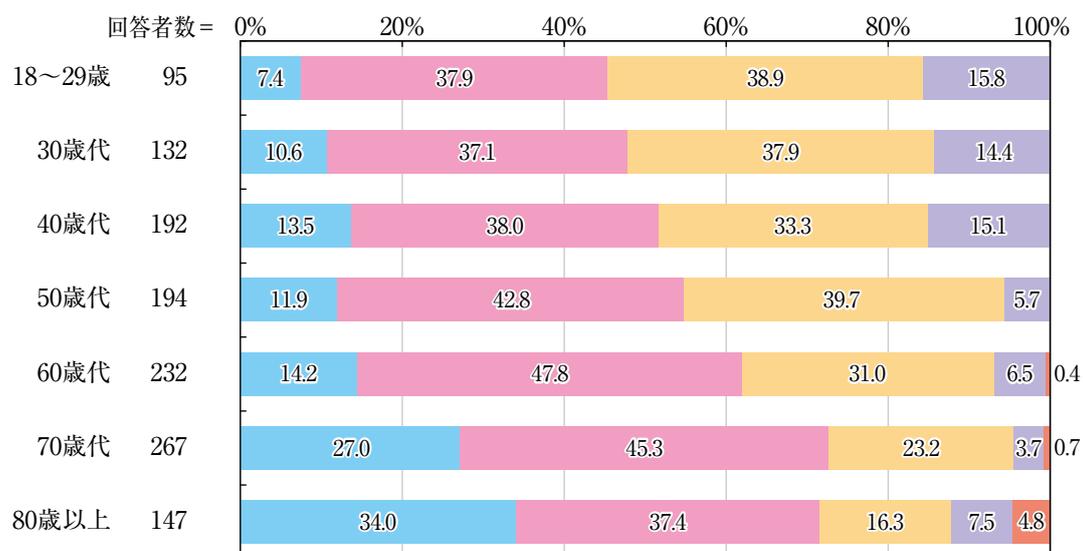
(1) 現在お住まいの地域でつながりを感じますか

「とても感じる」と「少し感じる」をあわせた“感じる”の割合が59.7%、「あまり感じない」と「まったく感じない」をあわせた“感じない”の割合が39.2%となっています。



【年代別】

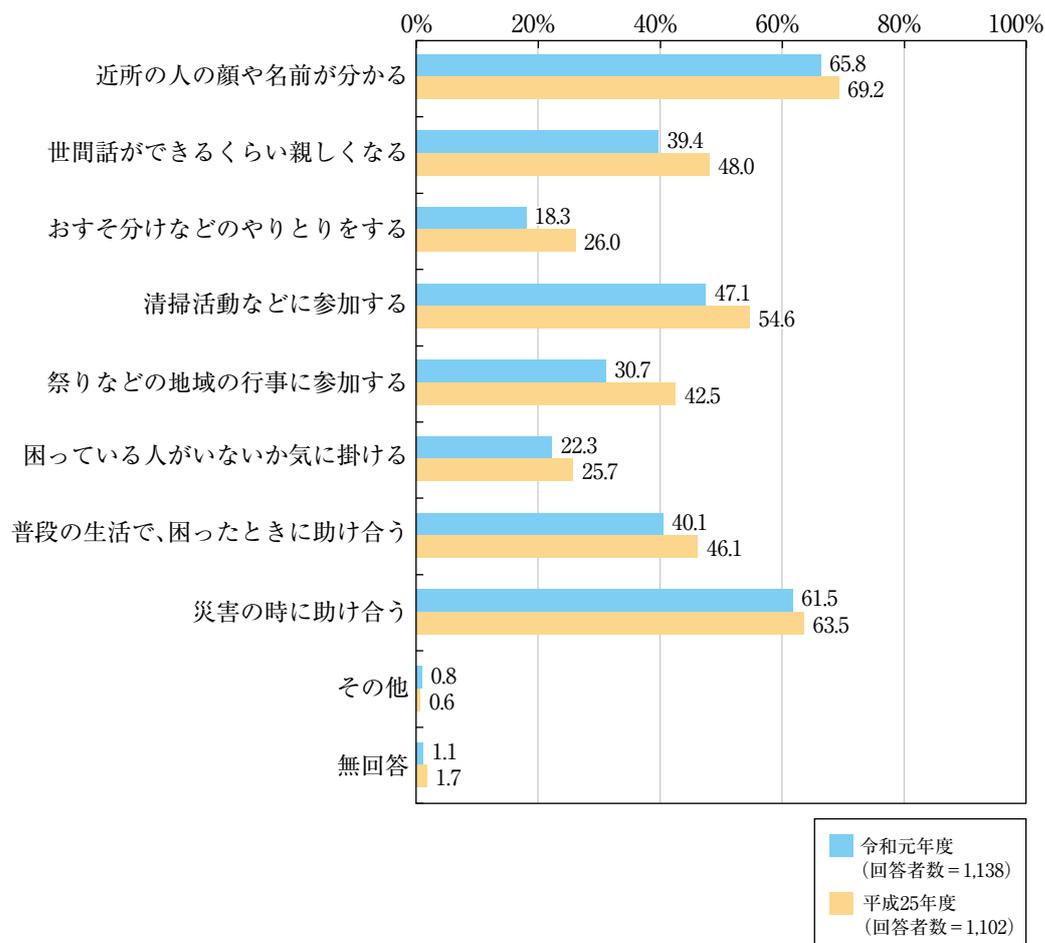
年代別で見ると、年齢が高くなるにつれ“感じる”の割合が高くなる傾向が見られます。



(2) 地域でどのようなつながりが必要だと思いますか

「近所の人顔や名前が分かる」の割合が65.8%と最も高く、次いで「災害の時に助け合う」の割合が61.5%、「清掃活動などに参加する」の割合が47.1%となっています。

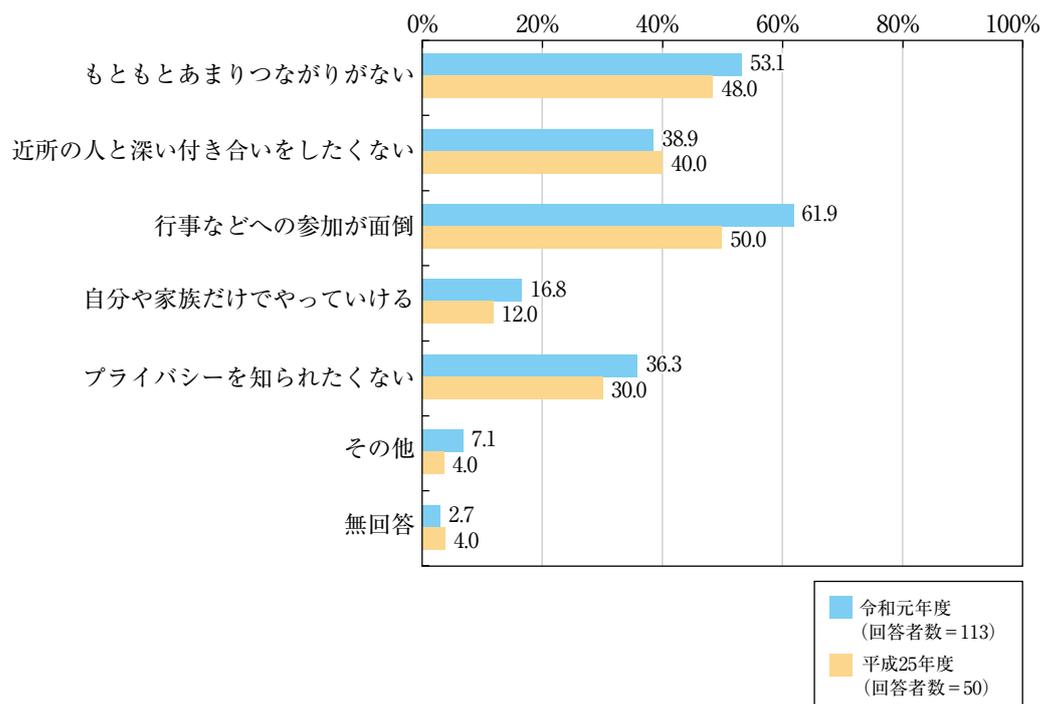
平成25年度と比較すると、「その他」を除く選択肢の割合がいずれも減少しています。



(3) 地域のつながりが必要ないと思う理由

「行事などへの参加が面倒」の割合が61.9%と最も高く、次いで「もともとあまりつながりがない」の割合が53.1%、「近所の人と深い付き合いをしたくない」の割合が38.9%となっています。

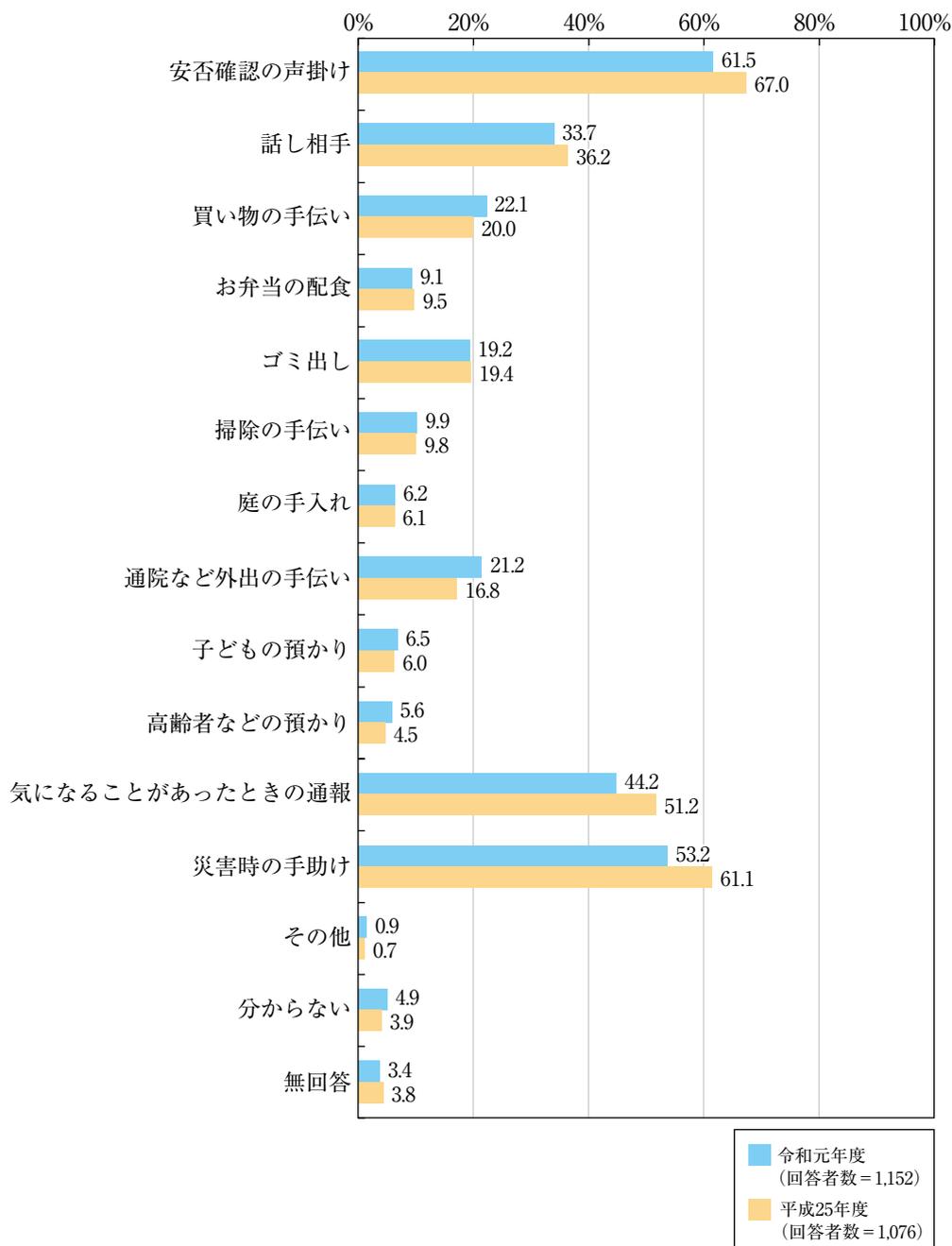
平成25年度と比較すると、「もともとあまりつながりがない」「行事などへの参加が面倒」「プライバシーを知られたくない」の割合が増加しています。



(4) 地域の方にどのような手助けをしてほしいと思いますか

「安否確認の声掛け」の割合が61.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が53.2%、「気になることがあったときの通報」の割合が44.2%となっています。

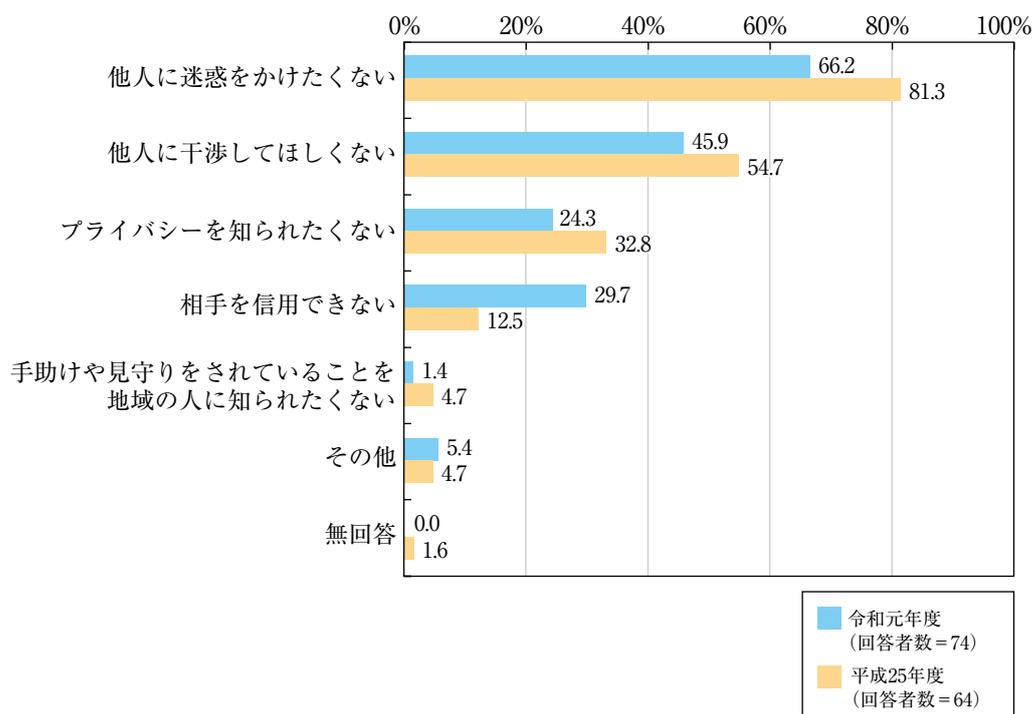
平成25年度と比較すると、「安否確認の声掛け」「気になることがあったときの通報」「災害時の手助け」の割合が減少しています。



(5) 手助けをしてほしくない理由

「他人に迷惑をかけたたくない」の割合が66.2%と最も高く、次いで「他人に干渉してほしくない」の割合が45.9%、「相手を信用できない」の割合が29.7%となっています。

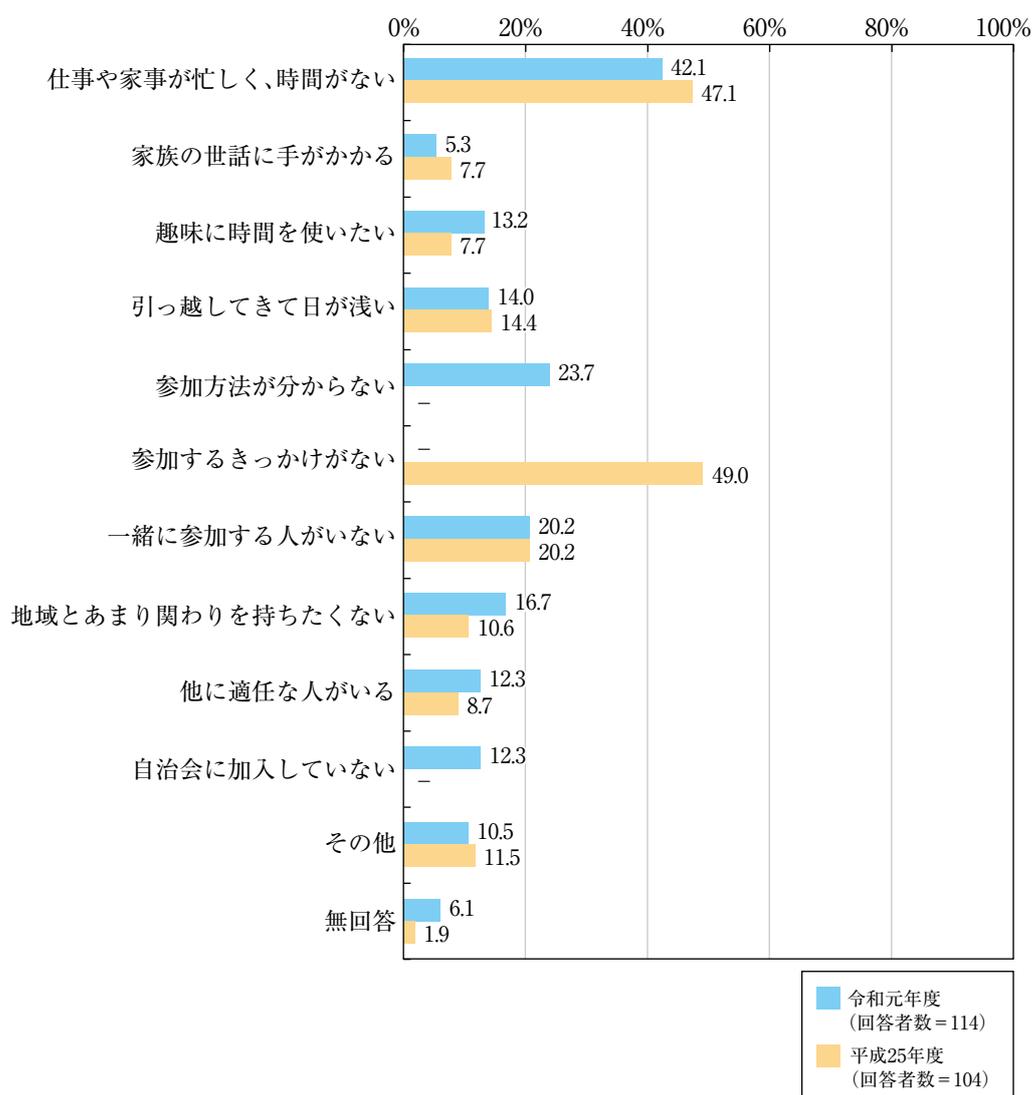
平成25年度と比較すると、「相手を信用できない」の割合が増加しています。一方、「他人に迷惑をかけたたくない」「他人に干渉してほしくない」「プライバシーを知られたくない」の割合が減少しています。



(6) 地域活動に参加していない理由

「仕事や家事が忙しく、時間がない」の割合が42.1%と最も高く、次いで「参加方法が分からない」の割合が23.7%、「一緒に参加する人がいない」の割合が20.2%となっています。

平成25年度と比較すると、「趣味に時間を使いたい」「地域とあまり関わりを持ちたくない」の割合が増加しています。一方、「仕事や家事が忙しく、時間がない」の割合が減少しています。

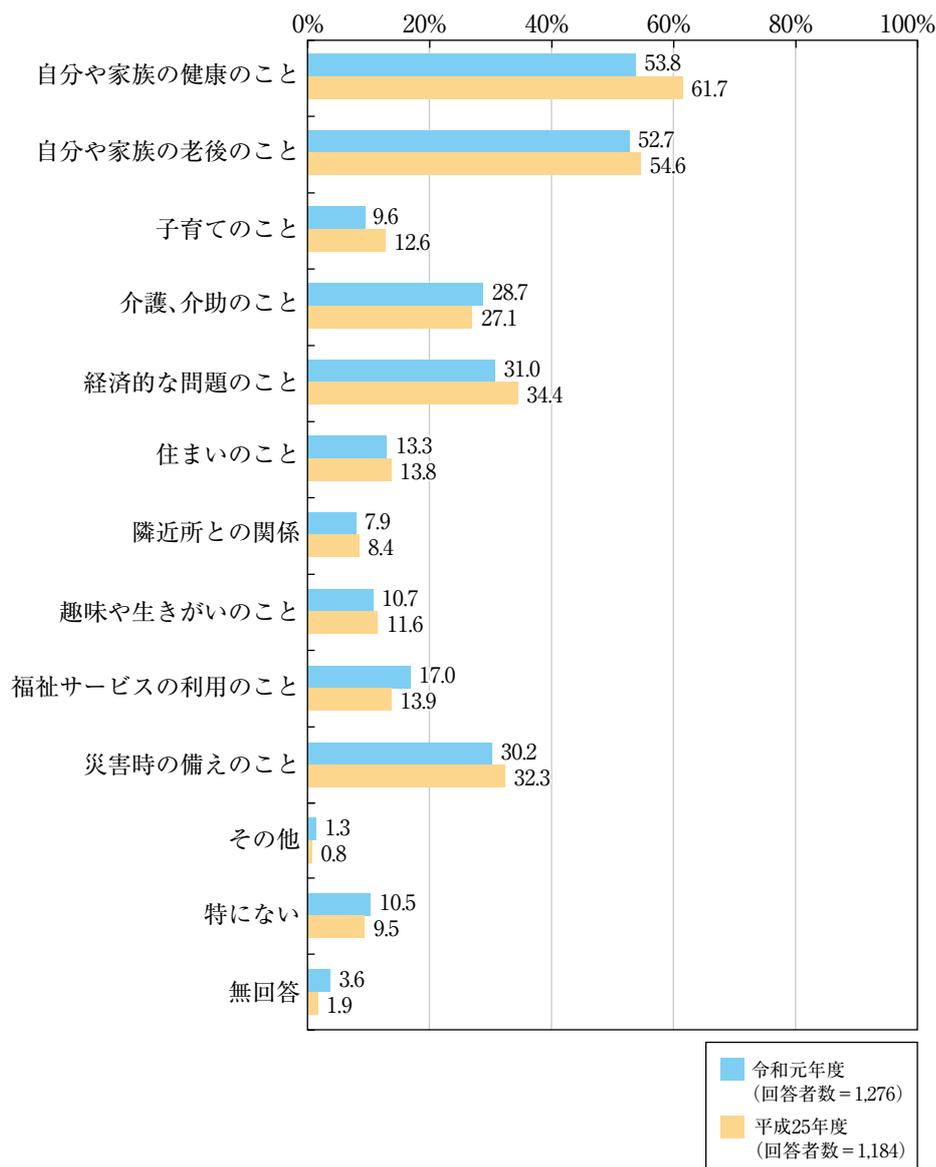


※「自治会に加入していない」「参加方法が分からない」は令和元年度調査から新たに追加しました。また、「参加するきっかけがない」は令和元年度調査にはありませんでした。

(7) 日常生活の中での悩みや不安について

「自分や家族の健康のこと」の割合が53.8%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」の割合が52.7%、「経済的な問題のこと」の割合が31.0%となっています。

平成25年度と比較すると、「自分や家族の健康のこと」の割合が減少しています。



(8) 心配ごとや悩みを相談できる人について

「家族、親戚」の割合が84.1%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が51.9%、「近所の人」の割合が10.5%となっています。

平成25年度と比較すると、「地域包括支援センター*の職員」「介護支援専門員（ケアマネジャー）」「福祉施設、福祉サービスの事業所の職員」「医療機関の医師、看護師など」が増加しています。



資料4 社協支部現況調査より（抜粋）

社協支部活動の強化・拡充を主に推進してきた現計画において、平成30年度及び令和3年度に社協支部現況調査を実施した結果より、社協支部活動における課題等を抜粋しました。

社協支部現況調査

社協支部について、組織や事業の運営状況、人材確保の状況等を支部役員の方に聞き取り調査した。

1 平成30年度 社協支部現況調査

- ①調査期間：平成30年8月25日（土）～平成31年2月1日（金）
- ②調査対象：姫路市社会福祉協議会 支部役員等

○ボランティアの研修会は開催されていますか？

回答	している	67.6%
	していない	26.8%
	その他	5.6%

【n = 71】

※（その他）各事業での予定の確認、ボランティア交流会

○ふれあいサロンとふれあいネットワークなど社協支部事業の連携はありますか？

回答	ある	67.6%
	ない	28.2%
	その他	4.2%

【n = 71】

※（その他）ボランティア同士の交流、自治会や老人会などの行事で自然と交流している

○社協支部活動のことを周知するための工夫は？（複数回答可）

回答	掲示板を利用し予定表の貼り出し	33.9%
	各種団体と協働して活動を広める	26.8%
	社協支部だよりなどの配布	8.7% 等

○ボランティアの集め方？

回答	自治会、民生委員・児童委員などが担う	37.3%
	退任する方が声掛けをする	26.2%
	回覧などで募集	4.8% 等

○社協支部活動を継続、発展させるのに課題となることは何ですか？（複数回答可）

回答	リーダー（後継者）の育成
	ボランティア（担い手）の不足等

2 令和3年度 社協支部現況調査

①調査期間：令和3年7月1日（木）～令和3年9月3日（金）

②調査対象：姫路市社会福祉協議会 支部役員等

○ボランティアの研修会は開催されていますか？

回答	している	74.6%
	していない	21.1%
	その他	4.2%

【n = 71】

※（その他）各事業ごとの打合せ、情報共有、事業毎での交流会

○ふれあいサロンとふれあいネットワークなど社協支部事業の連携はありますか？

回答	ある	97.2%
	ない	1.4%
	その他	1.4%

【n = 71】

※（その他）支部長、副支部長が事業に参加

○活動に一番大切なものは

回答	人とのつながり、人間関係
	地域の結びつき、ボランティア精神
	チームとして連携を図って動くこと
	ボランティア協力者と参加者の健康管理
	社協との連携 等

○コロナ禍でうまく対応できたことについて

回答	活動の見直しについての話し合いを繰り返すことで、 ボランティア同士で情報共有ができ、結束が強まった 参加者全員で、衛生面・健康面に注意できた 参加者名簿を作成し、事業中止の際は、はがき等で発送を 行ったり、予定当日に会場前で状況説明を行った 等
----	--

○今後行いたい活動（5年後・10年後）について

回答	人を思いやり、心を育てるような活動を行いたい 若い世代にボランティアに関心をもってもらえるような取組 現在の活動の継続 社協支部活動を広報活動により住民に周知していく 一般の人も参加できるイベントの実施 等
----	---

資料5 用語説明

用語	説明
----	----

あ行

あんしんサポーター	あんしんサポーター養成研修を終了した者で、地域や介護保険施設等で高齢者の生活を支えるボランティア活動を行う者。
-----------	---

さ行

市民後見人	判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民が後見業務の担い手となり、身近な立場で支援していく専門職や親族以外の後見人。
社会福祉協議会	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。
社協支部	姫路市社会福祉協議会支部の略称です。姫路市において、概ね小学校区ごとに、自治会、民生委員・児童委員、婦人会、老人クラブ等、各種団体の協力を得て組織され、ふれあい食事サービス事業やふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業等を通して、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分ではない人のために、本人に代わって財産管理や契約を行う成年後見人、保佐人もしくは補助人を家庭裁判所が選任することによって、本人を保護、支援する制度。
SNS (ソーシャル・ネットワー キング・サービス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人とひととのつながりを支援するインターネット上のサービス。

た行

ダブルケア	子育てと親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

用語	説明
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画。

は行

8050問題	80 歳代の親が 50 歳代の無職やひきこもり状態の子どもの同居し、経済的な困窮や社会的な孤立に至ること。
福祉避難所	災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害のある人等が、安心して避難生活を送ることができるよう、指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設する二次的避難所。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

や行

ヤングケアラー	一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学習時間が確保できない等、子ども自身の権利が守られていないと思われる 18 歳未満の子ども。
---------	---

姫路市社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人とひとが手をつなぎ、いきいきとした生活ができる福祉社会の実現を目指し、姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、推進計画に関する事項を検討し、姫路市社会福祉協議会理事長に意見を具申する。

2 委員会は、推進計画を策定する上で、必要により調査を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、選出しなければならない。

- (1) 社協支部の代表者
- (2) 当事者組織の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他民意を公正に代表する者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会の委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員報酬)

第8条 委員報酬については、「社会福祉法人姫路市社会福祉協議会の役員・評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程」に準じて支給する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

改正後の規定は、令和3年6月16日より施行する。

資料 7

地域福祉推進計画 策定委員名簿・策定メンバー名簿

(策定委員名簿)

敬称略・順不同

氏 名	選出区分	所 属	備 考
北 川 博 康	社協支部の代表者	姫路市社会福祉協議会 城陽支部長	委 員 長
萩 原 敏 彦	その他民意を公正に 代表する者	姫路市民生委員児童委員 連合会 副会長	副 委 員 長
藤 谷 祥 次	社協支部の代表者	姫路市社会福祉協議会 広峰支部長	
山 本 和 典	社協支部の代表者	姫路市社会福祉協議会 菅生支部長	
宇 治 貞 子	その他民意を公正に 代表する者	姫路市老人クラブ連合会 副会長	
小 林 弘 子	当事者組織の代表者	姫路市身体障害者福祉協会 副会長	
山 本 聡	学識経験者	姫路市健康福祉局 保健福祉部長	

(策定メンバー)

氏名	所属部署	備考
森 雅彦	事務局 局長	リーダー
外川 陽平	総務課 係長	
安積 英孝	地域福祉課 課長	サブリーダー
早川 修平	地域福祉課 地域福祉担当 係長	
大西 洋	地域福祉課 地域包括支援センター担当 係長	
中野 守雄	地域福祉課 主任	
後藤 美和	地域福祉課 主任	
榮嶋 麻理子	地域福祉課 北部地域事務所 所長	
片山 富美男	地域福祉課 家島地域事務所 所長	
水田 智久	総合相談支援課 成年後見支援センター担当 所長	
大西 麻衣子	総合相談支援課 相談支援担当 係長	
杉山 慶介	介護事業庶務担当 係長	

資料8 地域福祉推進計画 取組過程

姫路市社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定まで、学識経験者・社協支部長・当事者組織で構成される策定委員会を3回、社協職員から選出したメンバーによる策定会議を6回開催し、理事会・評議員会でも協議しました。また令和4年1月11日～2月4日まで、広く意見を集約するため、パブリック・コメントの募集を行いました。

	日 時	協 議 事 項
第1回 策定会議	令和3年7月8日	・現計画の進捗状況確認
第2回 策定会議	令和3年7月30日	・現計画の進捗状況確認 ・次期計画の方向性について
第3回 策定会議	令和3年8月17日	・姫路市地域福祉計画での社協事業の関連について
第4回 策定会議	令和3年9月1日	・姫路市の分野別計画と社協事業の関連について
第5回 策定会議	令和3年9月17日	・次期計画の骨子（案）について
第6回 策定会議	令和3年10月7日	・次期計画の骨子（案）について
第1回 策定委員会	令和3年10月20日	・委員長の選出、副委員長の指名について ・次期計画の骨子（案）について
第2回 策定委員会	令和3年12月8日	・次期計画（案）について ・パブリック・コメントについて
理事会	令和3年12月14日	・進捗状況の報告
評議員会	令和3年12月22日	・進捗状況の報告

(パブリック・コメント手続：令和4年1月11日～2月4日)

第3回 策定委員会	令和4年2月24日	・次期計画の策定について
理事会	令和4年3月18日	・次期計画の策定について
評議員会	令和4年3月30日	・次期計画の策定について

姫路市社会福祉協議会 **地域福祉推進計画**

令和4年(2022年)3月

社会福祉法人 **姫路市社会福祉協議会**

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館4階
電話 (079) 222-4212 FAX (079) 222-4256

